

平成21年9月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録

平成21年9月28日～29日

場 所 第2委員会室

平成21年 9月28日（月曜日）

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

午前10時3分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計補正
予算（第4号）

○県民政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・平成20年度決算に基づく健全化判断比率等
（暫定値）について
- ・平成20年度市町村普通会計決算及び健全化
判断比率等（暫定値）について
- ・9月補正予算における経済・雇用対策の概要
- ・平成21年度政策評価の結果について
- ・県総合計画の策定について
- ・地方分権・道州制研究会の設置について
- ・平成21年地価調査結果の概要について
- ・宮崎県土地利用基本計画書の改定について
- ・国際定期便「宮崎～台北線」の運休について
- ・日南線観光列車「海幸山幸」の運行について
- ・消費者庁等設置について
- ・宮崎国際音楽祭を考える懇談会の開催状況に
ついて

出席委員（9人）

委 員 長	高 橋 透
副 委 員 長	河 野 安 幸
委 員	福 田 作 弥
委 員	井 本 英 雄
委 員	萩 原 耕 三
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	武 井 俊 輔
委 員	権 藤 梅 義
委 員	前 屋 敷 恵 美

説明のため出席した者

県民政策部

県 民 政 策 部 長	高 山 幹 男
県 民 政 策 部 次 長 （ 政 策 担 当 ）	日 高 勝 弘
県 民 政 策 部 次 長 （ 県 民 生 活 担 当 ）	高 島 俊 一
総 合 政 策 課 長	永 山 英 也
秘 書 広 報 課 長	亀 田 博 昭
統 計 調 査 課 長	橋 本 江 里 子
総 合 交 通 課 長	長 嶺 泰 弘
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	高 原 み ゆ き
文 化 文 教 ・ 国 際 課 長	福 村 英 明
人 権 同 和 対 策 課 長	酒 井 勇
情 報 政 策 課 長	金 丸 裕 一
中 山 間 ・ 地 域 対 策 室 長	山 内 武 則
広 報 企 画 監	津 曲 睦 己
交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監	黒 木 典 明

総 務 部

総 務 部 長	山 下 健 次
総 務 部 次 長 （ 総 務 ・ 職 員 担 当 ）	土 持 正 弘
総 務 部 次 長 （ 財 務 ・ 市 町 村 担 当 ）	萩 原 俊 元
危 機 管 理 局 長	渋 谷 弘 二
部 参 事 兼 総 務 課 長	堀 野 誠
部 参 事 兼 人 事 課 長	四 本 孝
行 政 経 営 課 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	西 野 博 之
税 務 課 長	永 田 裕 志
市 町 村 課 長	田 原 新 一

市町村合併支援室長 茂 雄 二
部参事兼総務事務センター課長 柄 本 寛
危機管理課長 武 田 久 雄
消防保安課長 川 野 直 記

会計管理局

会計管理者 長 友 秀 隆
会計管理局次長 中 西 秀 徳
会計課長 井 上 昌 憲

人事委員会事務局

事務局 長 太 田 英 夫
総務課長 江 藤 修 一
職員課長 大 野 保 郎

監査事務局

事務局 長 佐 藤 勝 士
監査第一課長 川 越 長 敏
監査第二課長 道 久 泰 三

議会事務局

事務局 長 濱 砂 公 一
事務局次長 岡 田 英 治
総務課長 渡 邊 靖 之
議事課長 富 永 博 章
政策調査課長 日 高 正 憲

事務局職員出席者

総務課主幹 黒 田 渉
議事課主幹 壺 岐 哲 也

○高橋委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。今回、議案及び報告事項がない部局につい

ては待機ということで考えております。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時6分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案及び報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○山下総務部長 今回、御審議をいただきます議案につきまして、お手元に配付をしております総務政策常任委員会資料によりまして御説明をいたします。

資料の1ページをお願いいたします。平成21年度9月補正予算案の概要（議案第1～第5号）についてであります。

今回の補正は、経済・雇用対策の実施に伴うもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであります。補正額は、一般会計が449億4,010万3,000円、特別会計が4億268万1,000円、公営企業会計が2,238万2,000円のいずれも増額であります。この結果、一般会計の予算規模は、6,281億3,534万9,000円となります。補正による一般会計の歳入財源の主なものは、分担金及び負担金2億4,540万6,000円、国庫支出金336億3,303万8,000円、繰入金39億8,643万3,000円、繰越金23億7,425万9,000円、諸収入2億7,049万6,000円、県債44億2,410万円などあります。

2ページをお願いいたします。一般会計の歳

出の款ごとの内訳であります。主なものを申し上げます。今回補正額の欄と款別の欄をごらんいただきたいと思ひます。総務費は財政調整積立金と県債管理基金への積み立て、民生費は介護職員の処遇改善や社会福祉施設への助成など、農林水産業費は既存基金への追加積み立てなど、土木費は公共事業費の増額等をお願いしております。

3 ページですが、特別会計と公営企業会計歳出一覧でありまして、今回の補正予算を各会計ごとにまとめているところであります。

6 ページをお願いいたします。総務部における9月補正についての課別の集計表でございます。表にありますとおり、総務部といたしましては、総務課、財政課、危機管理課、消防保安課の4課におきまして、合計74億9,079万6,000円の増額をお願いしております。

補正予算案については、以上であります。

次に、その他報告についてであります。資料の9ページをごらんいただきたいと思ひます。本日、御報告いたしますのは、ここに記載しております平成20年度決算に基づく健全化判断比率等（暫定値）について及び次のページの平成20年度市町村普通会計決算及び健全化判断比率等（暫定値）についての2件でございます。県及び県内市町村の平成20年度決算及び財政健全化法に基づく指標につきまして、全体的な状況がまとまりましたので、その概要を御報告申し上げます。詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明いたさせますので、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○西野財政課長 常任委員会資料の4ページをお開きください。今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧であります。

それでは、その内容について御説明いたします。資料の今回補正額の欄のところを縦に見ていただければと思ひます。主なものを申し上げますと、まず、自主財源につきましては、繰入金が39億8,643万3,000円、繰越金が23億7,425万9,000円、依存財源につきましては、国庫支出金が336億3,303万8,000円、県債が44億2,410万円など、いずれも増額となっております。この結果、この補正による歳入合計は、449億4,010万3,000円の増額となっております。したがって、補正後の一般会計の予算規模は、6,281億3,534万9,000円となります。

5 ページをごらんください。ただいま説明いたしました歳入の科目別概要であります。主なものについて御説明いたします。まず、分担金及び負担金についてであります。各種公共事業費に対する市町村負担金でありまして、補正額は2億4,540万6,000円であります。

次に、財産収入についてであります。国から交付された交付金をもとに積み立てました基金に係る利息でございます。

次に、繰入金であります。いずれも、国の臨時的交付金による基金を取り崩しまして各種事業の財源とするものでありまして、総額で39億8,643万3,000円の増額となっております。

次に、繰越金であります。平成20年度決算の歳入歳出差し引き額から21年度の繰越明許費の財源となる額を除いた額、これは、いわゆる実質収支額と呼ばれておりますけれども、この実質収支額を21年度へ繰り越すものであります。

次に、諸収入であります。市町村からの道路事業の受託やダム施設管理事業に対する企業局からの受託事業収入などであります。

次に、国庫支出金であります。公共事業費等の国庫補助決定に伴い、国庫負担金が28億円余

の増額となっております。国庫補助金につきましては、臨時的な交付金の交付決定等により304億円余の増額であります。また、委託金についても、自治体クラウド開発実証委託費の委託決定等によりまして3億円余を増額しております。

最後に、県債であります。公共事業等に補正予算債を活用するため、44億2,410万円の増額となっております。

歳入予算については以上でございます。

○堀野総務課長 それでは、総務課の9月補正予算につきまして御説明いたします。歳出予算説明資料では27ページから29ページに記載しておりますけれども、常任委員会資料のほうで御説明いたします。

6ページをごらんください。平成21年度歳出予算課別集計表でございます。表の一番上、総務課の欄でございます。経済・雇用対策の実施に伴う地上デジタル放送対応に要する経費として、1,586万5,000円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額は15億2,210万5,000円となります。

次に、内容につきまして、次の7ページで御説明いたします。まず、1の目的でございます。平成23年7月24日の地上デジタル放送移行に対応するため、総合庁舎等の改修工事を行うとともに、執務室の地上デジタル放送受信器、テレビでございますけれども、これを更新するものでございます。

次に、2の事業概要でございます。(1)の①総合庁舎等地上デジタル放送対応改修工事に係る事業費、7施設535万円であります。これは、総合庁舎、合同庁舎11施設につきまして、平成21年度、22年度の2カ年でアンテナ等の改修工事を実施する予定でしたけれども、22年度で計画していました7施設について、前倒しで実施す

るものであります。事業費は、当初予算と合わせますと11施設842万4,000円でございます。②の地上デジタル放送受信器更新でございます。26台170万7,000円でございます。これは、総務部内の課などの執務室に設置しておりますテレビ、本庁分14台、出先機関12台の計26台をデジタル対応のテレビに更新するものであります。対象としては、各室1台を基準に、購入から本年度で10年を経過するテレビを更新するものであります。

(2)の①の職員宿舎等地上デジタル放送対応改修工事、15施設880万8,000円であります。これは、(1)の①と同様に、職員宿舎につきましても、21年度、22年度の2カ年で改修工事を予定しておりましたけれども、22年度分について前倒しで実施するものであります。事業費は、当初予算と合わせますと30施設2,168万6,000円でございます。

4の予算額は、合計で1,586万5,000円でございます。

以上でございます。よろしく御願いたします。

○西野財政課長 続きまして、財政課関係の補正予算について説明をさせていただきます。

資料は変わりますが、平成21年度9月補正歳出予算説明資料の31ページをお開きください。財政課の9月補正予算は、71億3,117万8,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は1,029億7,991万4,000円となります。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。33ページをお開きください。(款)総務費(目)財産管理費の(事項)財政調整積立金でございます。これは、経済危機対策臨時交付金の本県配分額が内示されたことに伴いまして、6月補正時に一時立てかえを行ってしまし

た55億931万9,000円を基金へ積み戻しするもの
でございます。

次の（事項）県債管理基金積立金でございます。
これは、平成20年度の一般会計の決算剰余
金の一部である16億2,185万9,000円を、地方財
政法第7条の規定に基づいて追加積み立てを行
うものであります。

補正予算については、以上でございます。

次に、常任委員会資料に戻っていただきまし
て、9ページをお開きください。健全化判断比
率等につきまして御報告いたします。平成20年
度の決算につきましては、来る10月2日の本会
におきまして、決算認定議案の提出と地方公共
団体財政健全化法に基づく報告を予定しており
ますが、本日は、このうち国に報告いたしました
健全化判断比率等の暫定値について御説明いた
します。

まず、健全化判断比率の4つの指標ござい
ます。最初の実質赤字比率は、財政規模に対す
る赤字額の占める割合であります。赤字でな
いため該当する数値はありません。次の連結実
質赤字比率は、普通会計に企業会計等を含めた
全会計の赤字額の財政規模に対する割合であり
ますが、赤字でないため該当する数値はありま
せん。次に、実質公債費比率であります。これ
は、公営事業の負債を含めた当該団体が負担
すべき負債の財政規模に対する割合でありまし
て、20年度は12.6%となっております。最後に、
将来負担比率であります。これは、公営事業、
公社、三セク等を含めて将来当該団体が負担
すべき負債の財政規模に対する割合でありまし
て、194.3%となっております。いずれも、早期
健全化基準、財政再生基準に達しているもの
はありません。

なお、4番目の将来負担比率につきまして

は、19年度より改善しておりますが、これは、
昨年度の比率を算定する際、債務負担行為が未
設定でありました国営土地改良事業等について、
全事業計画額の総額を算入しましたが、その後
の調査の結果、確定した事業費の将来負担額
のみを債務負担化していることが判明しまし
たため、参入額をより実態に近づけますととも
に、将来負担比率が他県等と比較しやすくなり
ますように、全国の設定状況と歩調を合わせた
ことによるものであります。

次に、資金不足比率であります。これは、公
営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模
に対する割合であります。①から④の地方公
営企業法が適用される会計、それから⑤から⑦
の公費適用の会計のいずれも、資金不足では
ないことから、該当する数値はありません。

また、下段に参考としまして財政健全化法に
基づく指標の概要と都道府県の基準を記載し
ております。

財政課は以上でございます。

○武田危機管理課長 危機管理課について御説
明いたします。

お手元の平成21年度9月補正歳出予算説明資
料の35ページをお開きください。危機管理課の
補正額は、267万2,000円の増額でありまし
て、補正後の額は3億6,382万7,000円とな
ります。

補正の内容について御説明いたします。次の37
ページをお開きください。（事項）危機管理総合
調整推進事業費267万2,000円の増額であり
ますが、これはその下の説明の欄にありますよ
うに、新型インフルエンザ対策として新規事業
で措置するものであります。新型インフルエン
ザ対策には、福祉保健部等で措置される医療
体系等の整備に加えまして、パンデミック時
に懸念されます社会経済活動への影響に備
える必要がござ

います。この観点から、県庁業務の中で特に県民生活に密接した窓口業務等を初め、ライフライン等社会基盤に係る業務の継続を促進するものであります。具体的な事業内容としましては、県庁内で社会活動維持に係る各窓口用の手指消毒薬やマスク等を一括購入しまして備蓄を図るとともに、ライフラインとなる事業者等に対しまして、事業継続の対策に係る実務研修を実施するための経費でございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○川野消防保安課長 消防保安課の補正予算について御説明いたします。

同じく、お手元の平成21年度9月補正歳出予算説明資料の39ページをお開きください。消防保安課の補正額は、3億4,108万1,000円の増額でありまして、補正後の額は8億8,664万6,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。次の41ページをお開きください。一番下の欄の(事項)防災行政無線管理費3億4,108万1,000円の増額であります。これは、その下の説明の欄にありますように、経済・雇用対策の実施に伴うものでございます。

補正の具体的な内容につきましては、委員会資料のほうで御説明いたします。委員会資料の8ページをお開きください。まず、1の総合情報ネットワーク設備更新事業の6,158万1,000円です。内訳といたしまして(1)と(2)がございます。まず、(1)の県庁テレビ共聴システムデジタル化工事3,145万8,000円です。これは、平成23年7月24日の地上デジタル放送への移行に向け、県庁テレビ共聴システムをデジタル化するものでございます。次に、(2)の総合庁舎防災映像配信工事3,012万3,000円で

あります。これは、現在、総合庁舎へは映像を配信しておりませんが、工事により総合庁舎にもヘリコプターからの映像などの防災映像を配信することが可能となりますので、災害時に災害対策本部と地方支部が災害情報を共有し、迅速な災害対策に役立つと考えております。

次に、2の㊦震度情報ネットワークシステム更新事業2億7,950万円です。これは、平成8年度に国の補助を受け構築した現在のシステムが老朽化しておりますので、震度計の装置の更新を行うものであり、全額、国庫補助となります。これを機に、本年3月に気象庁等により制定されました震度設計環境基準に基づき設置することにより、全国的に統一された仕様となりますので、より正確で信頼できる震度情報の入手が可能となります。工事の内容であります。装置の更新だけではなく、設置場所の変更や基礎台等の改修をあわせて行うこととしております。

消防保安課は以上であります。よろしくお願いたします。

○田原市町村課長 それでは、委員会資料の10ページをお開きください。平成20年度の県内市町村の普通会計決算及び健全化判断比率等について御説明いたします。

県内各市町村の平成20年度決算及び財政健全化法に基づく指標につきましては、現在、各市町村におきまして必要な手続が行われており、現時点では暫定値としての取り扱いとなりますが、全体的な状況がまとまりましたので、その概要を御報告申し上げます。まず、1の決算規模についてであります。表にありますように、歳入につきましては、地方交付税や国庫支出金等の増により平成20年度の決算額は、県内市町村合計で4,895億7,900万円、前年度に比べ65

億9,800万円、1.4%の増となっております。一方、歳出につきましては、4,727億900万円で、前年度に比べ15億2,800万円、0.3%の減となっております。これは、扶助費や公債費などの義務的経費は増加したものの、人件費や普通建設事業費が減少したこと等によるものであります。その下の図は、過去10年間の歳出の推移を折れ線グラフにしたものであります。大規模な災害等により歳出が増加した年度もありますが、厳しい財政事情を背景に、各市町村とも人件費や投資的経費の抑制に努めており、基本的には、平成11年度の5,402億円をピークに毎年度減少傾向にあります。

次に、2の主な財政指標の状況であります。まず、(1)の財政健全化法に基づく指標についてであります。これは、先ほどの財政課長の説明にありましたように、実質赤字比率を初めとする4つの健全化判断比率と公営企業会計を対象とする公営企業の資金不足比率について一定の基準を設け、基準以上となった団体に財政の早期健全化や再生を求めるものであります。表にありますように、昨年度に引き続き、いずれの指標も基準以上となる市町村はありませんでした。表の右端に県内市町村の平均値を掲げておりますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、昨年度と同様、全市町村とも対象となる赤字額がありませんでしたので、両指標とも該当なしとなりました。また、実質公債費比率及び将来負担比率につきましては、多くの市町村で投資的経費を抑制している影響により、昨年度よりも低くなっております。なお、表の下の米印のところ、実質公債費比率につきましては、18%以上となった場合、起債する際に知事の許可が必要な起債許可団体となりますが、本年度は昨年度より2団体少ない4団

体が起債の許可団体となっております。

次に、(2)の経常収支比率であります。これは、数値が高いほど財政構造が硬直化していることを示す指標であります。近年は扶助費や公債費などの義務的な経費の増加に伴い毎年度上昇しておりましたが、20年度につきましては、分母の一部となる普通交付税が増加したことなどにより、依然として非常に高い水準ではあります。90.2%と19年度を1.6ポイント下回ったところであります。

次のページをごらんください。各市町村ごとの状況でございます。各市町村の状況はさまざまであり、個別の説明は省略させていただきますが、すべての市町村において、近年の地方交付税の大幅な減少等に対応するため、非常に厳しい歳出削減を行い、財政の健全化に努めているところであります。財政基盤の脆弱な本県市町村にとりまして、地方交付税総額の確保及びその機能の充実、持続可能な財政運営にとって欠くことのできないものでございます。20年度の普通交付税は、地方再生対策費の創設などにより増額となりましたが、依然として三位一体改革以前の水準を大きく下回っております。このような厳しい状況の中、今後とも、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加が確実に見込まれており、県といたしましては、引き続き、基金の状況を初めとする市町村の個別の財政状況に留意しながら、市町村の住民サービスに支障の出ることのないよう、適切な助言に努めてまいりたいと考えております。

市町村課からは以上でございます。

○高橋委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案についてのみ、質疑はありますか。

○前屋敷委員 資料の5ページ、歳入のところ

で、国庫支出金、委託金で自治体クラウド開発実証委託費3億円、これは具体的にはどういう中身ですか。

○西野財政課長 これは総務省のほうの委託を受けて行うものでございますが、詳細につきましては、この後、県民政策部のほうの資料にあると思いますが、情報政策課から具体的な説明があると思いますので、そちらで聞いていただければと思います。

○萩原委員 消防保安課長、41ページ、経済・雇用対策としての㊦震度情報ネットワークシステム更新事業2億7,950万、もうちょっと細かく説明してもらえないですか。

○川野消防保安課長 震度情報ネットワークシステムの更新でございますが、震度情報につきましては、先ほど説明したとおり、平成8年度に運用を開始しておりまして、県内でうちのネットワークシステムとしては47カ所を結んで、地震時の震度情報に役立てているという状況でございます。非常に古くなりまして、平成8年度ですので、もう13年ぐらいたっておりますので、老朽化してきたということで今回、国の補助を受けまして、消防庁の補助でございますが、10分の10の補助がございますので、それでやりかえようということにしているところでございます。

震度計につきましては、昨年7月に岩手県沿岸北部地震というのがありまして、岩手県洋野町のほうで最初、震度6強という形で発表がございまして、これが全国最大値ということだったんですが、設置箇所がちょっとおかしかったということで、その後訂正がされまして、その地点は不明と、そういったような変更がございまして、7月の地震では最大震度は震度6弱というような形で修正がされております。それを

機に、本年の3月に消防庁と気象庁のほうの共同作業で震度計の設置基準について見直しをしようということで見直しがされまして、それをもとに全国一斉の同一の仕様基準により、やりかえようということございまして、それに基づいて、うちの県の震度計についても見直しをいたしまして、震度計の設置と、あわせて場所の変更も行うという形で、具体的には、設計と震度計の設置、具体的な工事というこの2本立てで事業を行う、そういうことになります。以上でございます。

○萩原委員 このシステムの老朽化ということですが、耐用年数は通常どのぐらいなんですか。13年で古いわけですか。これは国庫補助だから何もけちをつけるつもりはないけれども。

○川野消防保安課長 通常は、耐用年数につきましては、震度計については約9年程度と言われているところでございます。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

○権藤委員 今の関連ですが、説明を私、聞き漏らしたのかもしれないけれども、翌年度以降のを繰り上げたとか、そういうあれがあるのかどうかですね。例えば、どうせ22年度はやる予定であったとか、そういうのがあるのか。そうじゃなくて、機能面から、9年たったら原則更新なんですか。経済対策として繰り上げたとか、そういう部分の見直し等は、検討はどんなふうにされたんですか。

○川野消防保安課長 さきにも申しましたとおり、これにつきましては、国、消防庁のほうの補助事業という形で10分の10ということでやるわけでございますが、今、既に13年ぐらいたっておりますので、老朽化してきたものについて修理等をしながらやってきたということが現実で

はなかろうかというふうに思います。それを、補助がございましたので、うちの県だけではなくてほかの県もやっていることでございますが、そして、また、基準というものが新しくなりましたので、先ほども言ったとおり、地震における正確な数値とか、そういったものも出てきておりますので、その補助を利用いたしまして、この際と言ったら言葉は悪いんですが、やろうということで予算化をしたものでございます。

○権藤委員 その所管所管でお金の準備できたらやっていくという更新計画というのがあると思うんですね。そういう計画はあったんですか。要するに、エコカーその他については、来年度とか再来年度とか、10万キロとか、そういうので早めましたということなんですが、我々は、実感としては、改修するということは賛成なんですけれども、補助額がふえなかったら我慢していたのかなという、そういう感じの妥当性というのとはわからんわけですね。

○川野消防保安課長 補助がなかったらどうするのかという御質問だと思うんですけれども、金額的に2億7,950万円という形で非常に多額の金を要する事業でございます。先ほど申しましたように、経済対策ということで、10分の10ということで、やろうかという形で取りかかったものですが、これを、じゃ、補助金がなかったらどうするのかということにつきましては、非常に財政面的な措置もありますので、私から何も言えないんですが、みずからの財源で補てんするというのはなかなか難しかったかなというように考えております。以上でございます。

○権藤委員 補助額というのは大体あるということで考えていいんじゃないかと私は思っていたんですよ。だから、年次ごとに補助ももらい

ながら改修をしていくと、そういう計画があったのかなと思ったんですが、それは今回の補助が出てきたからやろうということで、それはわかるんですが、毎年一定の更新のために補助がありますよと、しかし、今回は特別に増額を早くしてくれましたよということなのか、それとも、こういう経済対策がなければ自前でやらないかんでしょうかというあたりはどうなんでしょうか。もともと9年か10年たったらかえていくという更新計画があるのかどうか。

○川野消防保安課長 更新計画につきましては、物によるのかなというふう思っております。例えば、もっと大きな総合情報ネットワークという無線を持っておりますが、これにつきましては、一応、更新計画をもちまして、それについても平成9年度から運用を開始しております、12年が経過しているということで、昨年度から更新の計画ということでのせまして、予算措置も行ってもらいながら運用をいたしておるという状況でございます。じゃ、震度情報ネットワークはどうだったかということ、そこまでの具体的な更新計画はなかったというのが正直なところでございます。以上でございます。

○権藤委員 以上です。

○押川委員 経済・雇用対策に伴う地上デジタル放送対応に要する経費でありますけれども、ただいま説明をお聞きしたところでありますけれども、21年度、22年度分、特に22年度分は前倒しでやるというような方向の中で、本庁分、出先機関分等々はこれで計画どおり終わるのか。また、職員宿舎の分も地上デジタルテレビの購入というのは予算内で終わるものなのでしょうか。

○堀野総務課長 この中身が2つございます。1つは総合庁舎等11カ所ございますけれども、

その分と職員宿舍のアンテナ等の改修工事でございますけれども、これにつきましては、21年度、22年度の2カ年で実施する予定だった分の22年度分を前倒しで実施いたします。これによってすべて解消いたします。一方、テレビのほうでございますけれども、テレビにつきましては、最小必要限度という考え方で今回措置されております。したがって、まだ措置していないテレビもありますので、その分については、それぞれの予算の中でチューナーを購入するのか、または新しいテレビに買い換えるのか等が必要になってくると思っております。以上です。

○押川委員 これも経済・雇用対策ということでは449億ですか、この中で今回見直しをというように政府あたりは指示を出されているというふうにも聞いておるところでありまして、こういったものが仮に凍結とかいうふうになったときには、先ほど権藤委員も言われましたけれども、県としては地上デジタル対応テレビなり、あるいはアンテナあたりの更新というものは計画としてはあるんですか。もし、来なかった場合ということ想定してみたんですけれども、わかる範囲内で結構ですけれども、今、どういう状況になっているか。

○堀野総務課長 もともと、当初から21年度と22年度で実施する予定でございました。今回、経済対策ということで来ましたので、その分を使って前倒しで実施するというところでございますので、なかった場合でも必要なものでございますので、当然、措置していくということになっただろうと思っております。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 4ページの総括表のところでお伺いしたいんですけれども、449億円の今回補正が

出ているんですが、例の政権交代に伴う凍結とか、そういったようなものが一般質問、代表質問でも出ておりましたけれども、議案第1号とかでもそうなんですけれども、100%これは措置されるものだというふうな理解でよろしいのか。それとも、場合によっては、何らかの国の政策判断によって執行が停止される可能性というのがあり得るのかということについて、お聞かせください。

○西野財政課長 国のほうでは、今年度に入ってから補正について、先週、閣議において見直しというのが決定されたところでありまして、現在、各省庁においてその作業に当たっているというふうに聞いております。この449億のうち、9月補正の財源として見ますと、約141億円が国から資金を受け入れまして基金に積み立てるといったものが含まれておりますが、それについて現在、100%来ると確信できているところではございません。しかし一方で、閣僚の記者会見などを見てみますと、実際の基金事業につきましては、まず確認できている限りでは10月2日までの間の一時凍結はないと。つまり、今年度事業には影響を及ぼさない、来年度以降については、個別に必要性等を精査して、必要であるならば、場合によっては当初予算で措置ということも検討するというふうになっておりました。いずれにしても、基金事業につきましては、今年度執行分について、現在のところ、影響がないのではないかと考えておりますし、そうならないように、引き続き、知事会等を通じて要望していく必要があるというふうに考えております。

○武井委員 ということは、確認ですが、7ページないしは8ページの議案第1号については、全くそういった影響は受けないという理解でい

ということでしょうか。

○西野財政課長 委員会資料の7ページ等にあります個別の事業は、財源はいわゆる地方向け15基金の事業でございまして、それと別に切り抜かれております、いわゆる経済危機対策臨時交付金、これは今年度の執行ということで本県に99億円余が来る見込みだということですが、これにつきましても、新政権の考え方によりますと、あくまでも今年度の執行分ということで、影響が出ることはないのではないかと、いうふうに考えております。

○武井委員 わかりました。以上です。

○高橋委員長 ほかにはございせんか。なければ、その他の事項の質疑をお願いします。

○福田委員 今出ました議案に関する質疑に関連すると思うんですが、私は、今、政権交代になって、真っさらな気持ちで、素直にメディアを通じて入ってくる情報を聞いているんです。そうなりますと、藤井財務相の基金等の執行停止あたりについても、大分ニュアンスが変わってきているし、あるいは、もし基金積み立て分についての内容、停止になっても、次年度以降の事業について、それにかわる予算の組みかえがなされるものということで考えておるんですが、その辺はどうお考えになっていますか。例えば、このセクションに関係ありませんが、高等学校の修学支援基金の問題等についても、一方では、全額授業料の免除というのが出ていますし、その辺を含めて、基金がよしんばいろいろ予算の組みかえの財源として使われた場合、本県としては大きく影響を受けるような状況はどう考えられるんですか。そんなになんじやないかなと思うんですが、どうですか。私は、真っさらな気持ちで、素直な気持ちで今、いろんなニュースを見ているんですが。

○西野財政課長 いずれにしましても、国のほうで10月2日までを一つの区切りとしまして、各省において精査が行われているということでもあります。仮に、地方向けの基金に何らかの影響が及ぶということになった場合でも、恐らく、今年度執行には影響は及ばない、地方が混乱しないようにという前提で検討をしていただけるというふうに思っておりますし、私ども、来年度以降につきましても、混乱を最小限にしながら、政策の必要性、場合によっては違う形で、基金でということではなく、当初予算で措置するということも検討されるというふうに聞いておりますけれども、いずれにしましても、これから2年なり3年なり、基金事業というのは、計画を立てまして、それぞれ市町村であったり、事業者であったり、いろいろその準備に向けて動き出している、そういう状態でありますので、そういったことも含めまして、地方に影響のないような、そういった対応をしていただけるものと期待しております。

○福田委員 同じようなことですが、結局、基金として先にいただいて、基金の使用目的はあるんですが、それを私ども都道府県の裁量権で使えるのか、あるいは予算として単年度ごとに出てくるのか、あるいは予算の複数年度編成の問題等も出ていますが、そんなに大騒ぎするような内容じゃないのかなと思ってきたんですが、これは私の思いだけですから、影響を受けるとすれば、総務部長、部門的にはどのあたりが一番影響を受けるんですか。内部で検討されたと思います。

○山下総務部長 先ほどから論議ございますように、今、まだ極めて不透明な状況でございます。トータルとして一番心配なのは、民主党の新しい政策に相当経費がかかる、つまり、国家

財政としてどこからそのお金を持ってくるかという部分で、場合によっては、既存の財政措置されている分が影響を受ける場合もゼロではないという気がトータルな印象としてはいたします。その中で、例えば暫定税率の廃止とか、あの辺は当然、地方の公共事業にも影響いたしますし、あるいは先ほどのこども基金でも、相当多額の財政費用を要しますので、それこそ赤字国債をふやしてもしない限りは、かなりの経費負担といたしますか、新たな財源を必要としますので、そういった形でトータルどういう動き方をするか、その中で地方の既存の保障されている財政措置にも恐らく影響はゼロではないという気はしております。そういうことのないように、先ほど財政課長が申し上げましたように、知事が本会議でも申し上げましたが、国と地方の協議の場なり、あるいは既存の地方六団体の場を通しての働きかけといたしますか、そういったものをしていく必要があると考えております。

○福田委員 最後ですが、もう一つの国の歳入のパイというのは一定ですね。どこからいただいて、どこの分野に与えるかという、今、本がベストセラーになっていますが、どこから取り、どこに与えるかと。まさしくその組みかえが起るのかなというふうに私は冷静に眺めているんですが、その場合、本県で一番影響を受けるのはどの部門かなという、土木とか、ああいうのは別にしまして、考えているんですが、例えば、介護職の問題にしても、あるいは高等学校の問題にしても、介護施設の基盤整備の問題にしても、今の政権の公約からすると私は避けて通れんのかなと思っておりますから、歳入の問題は国で考えていただくことですからよろしいんですが、どこが一番心配なのかなということをお話を本会議を通じてずっと聞いておったん

ですが、まだ釈然としないところがあったからお尋ねをしたところでもあります。

○萩原委員 市町村課長、10ページ、下のほうに米印で実質公債費比率が18%以上の団体、美郷、都農、五ヶ瀬、高鍋と書いてあるんですが、これは25%以上になると問題があるということですのでけれども、起債を起こすときには、18%以上の場合は知事の許可ということですが、こういうのは夕張みたいにならないように、県の指導が入るんですか。どうなんですか。起債の申し込みがあったときだけ指導するんですか。通常はどうなんですか。

○田原市町村課長 18%以上の実質公債費比率になりますと、それぞれの団体で、これを7年以内に18%以下にするという公債費負担適正化計画というものを定めていただくということになりまして、私ども、この計画に従いまして、それぞれの市町村に助言を与えながら、それぞれ計画された期間内に18%以下になるように進めていくということをございまして、夕張とか、そういったことにならないように、事前のそういう策を打っておくというための制度でございます。

○萩原委員 続いて、11ページ、一番右の経常収支比率を見てみると、80%以下の経常収支比率があるのは3町村、95%以上の経常収支比率があるところは6ですね。以前にすると、昔は75%から80%以内だったけれども、極論を言うと何もできんということですね。市長や町長がどんなに頑張って、ああします、こうしますと言ってみたところで、ほとんどできないということですが、そういうのを市町村課長としてどう感じますか。

○田原市町村課長 今、委員おっしゃったとおりでございます、95%とかになりますと、い

いわゆる自由に使えるお金というものは5%しか一般財源の中でないということでございまして、私ども、これを大変懸念しているところでございまして、理由といたしましては、三位一体改革で経常収支比率の分母となる地方交付税が大きく削減された、いわゆる地財ショックと平成16年度にありましたけれども、その影響でこの16年度を境に大きく経常収支比率が悪化したという状況があるところでございまして、私どもといたしましては、引き続き、国に対しまして、地方交付税、そして私どもの税収の向上、税収のアップというものに努めながら、一般財源、自主財源の獲得、そういった向上に努めていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○萩原委員 総務部長、新政権が張り切っているから、ぜひ、この一覧表を持って行って、これじゃ何もできないんですよということをお新政権にお願いして、もっと地方が活力が出るように、そういう要望をしていったほうがいいんじゃないかですね。実際はどうにもならんですよ。どう思いますか、部長。

○山下総務部長 今回の本会議で再三議論があった件ですが、やはり知事はといいますか、私どもといたしましては、権限に当然、財源もあわせて地方主権なり地方分権ということをこれからも国に対して申し上げていきたいと思っておりますし、マニフェストでいえば、当然、そういう方向にはなっていくものというふうに期待をしています。

○高橋委員長 ほかにございせんか。

○武井委員 同じく11ページなんですけれども、これは、各市町村あるんですけれども、例えば日南市なんですけれども、基金残高を一気に24.6%減らして、経常収支比率が98%ということになっ

ているんですが、このペースで基金を取り崩していくということになれば、財政破綻といいますか、懸念されるのではないかと感じるんですが、これはこういった状況にあるのか、お聞かせください。

○田原市町村課長 御指摘のとおり、日南市につきましては、今、基金残高26億4,600万ということでございまして、これを標準財政規模に比べますと、清武町に次ぎまして2番目に基金残高が低いという数字になっているところでございます。私ども、基金残高につきましては、いろいろ財政指標あるわけでございますけれども、やはりこういった交付税が一定化しないという状況にありますと、いつ財源不足に陥るかわからないということで、この基金残高をしっかりと手元に持っておくというんでしょうか、適正な基金残高を保つということを大変注視しているところでございまして、やはり、この基金残高を今後積み増していくような形、今年度の場合は、特に日南市は合併というものがありましたので、電算システムの構築とか、そしてまた、北郷町等におきましては、駆け込み的な普通建設公共事業もあつたりしまして、基金を取り崩すという状況があつたわけでございますけれども、今後はこういった合併によるスケールメリットを生かしながら、早期に基金を初め、いろんな財政指標につきましても、その健全化を図っていく必要があると思っておりますし、私どもはそれに向けて助言・支援を行わせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○武井委員 わかりました。

あと一点、えびの市なんですけれども、増減率が、歳入が6.8%減って、歳出が7.3%減っている。もちろん、それなりに努力もなされているんですが、これは非常に大きいと思うんですが、

どういう事由があるのかというのが一つ。

もう一つ、えびの市のところの将来負担比率が横線になっている、これはどういった計算式で出てこないのか、以上2点、お聞かせください。

○田原市町村課長 まず、歳入歳出が大きく落ち込んでいる点でございますけれども、これは、えびの市からの報告によりますと、人件費の削減分と災害復旧費、これが前年度に比べて大きく削減されたという形で、歳入歳出がこういった6.8%、7.3%という減額になっているところでございます。

それから、将来負担比率につきましては、これは、三セクとか公社とかまで含めた将来の負担分、いわゆる起債の残高とか、退職金の支払い額とか、三セクとか公社とかが持っている負債に対する一般会計からの負担分とか、そういった将来の負担に係る部分でございますけれども、そういったものの総額に対しまして、差し引くものがありまして、そういったものから、例えば基金の残高とか、歳出に充てられる特定財源、そして、例えば、公債費ですと基準財政需要額に含まれる公債費分とか、そういったものを差し引くことができるわけでございます。えびの市以外にも、西米良村とか諸塚村とか、そういったところがバーになっておりますけれども、計算上はそういったものの額より差し引ける額のほうが大きい、基金残高とか特定財源とか、そういった残高が大きいということでマイナスになるということで、ここの部分についてはバーになっているということでございます。

○武井委員 わかりました。

○高橋委員長 その他の報告事項はございませんか。よろしいでしょうか。では、その他ということ。

○榎藤委員 6月の知事の退職金のときに、政治資金の公表が9月にならないとできんということで、一部本会議でも質問もあったんですが、後でもいいですけども、20年度のパーティー収支関係を中心とした政治資金の知事の中身が、私たちは印刷を見ないと、図書室にあるのかなとも思うんですけども、ああいう議論で9月までは公開できませんということでしたので、その部分をわかるような、公開資料ですから、欲しいなと。今、その金額を説明できればあれでしょうけれども、後でもいいですから、それは要望としてお願いをしたいと思います。

もう一点なんですけど、6月時点ではぎりぎりだったと思うんですが、1月の市長選が軒並み控えている中で、宮崎市等においては、県議の補選と、6月に問題になったのは某氏のポスターが、物すごい数張りめぐらされたということ等に関連しての質問なんですけど、1月末の市長選挙のときに、宮崎市の場合には、今、既に1名の欠員があるわけですが、1名でも県議選があるのか、その部分を。

○田原市町村課長 まず最初の政治資金の部分につきましては、9月30日が公表の日になっておりますので、それ以降に資料をお届けさせていただきたいと思っております。

それから、2つ目の点につきましては、現在、川添議員お一人ということでございますので、現在の状況であれば県議の補選は行われないうことでございまして、もう一人とかいう形で欠員があればその時点で県議の補選が行われることになるわけでございます。

○榎藤委員 わかりました。仮にそういう要件を備えた場合には、6カ月を切っているわけですから、事実としては1名だからないだろうということで容認されているわけです。それが2

名になったりする時点では、まだ相当に残っているので、我々としては、衆議院選挙等でも間違いその他がなかったかなという危惧も含めて、余りいいことではないなというふうに思っているわけです。法的には、6月の説明では違法ではないというようなことだったから、やむを得ないのかなと思っているんです。そういう事実の確認がもし、あった場合、適宜適切に迅速な指導をお願いしておきたいと思うんですが。

○田原市町村課長 公選法上、いわゆる任期満了前6カ月以内になりますと、今のような形でもポスターを張り出すことができないということでございまして、今回、もし、どなたか県議をやめられて県議補選があるということになりますと、選挙が行われるという告示があった時点からそういったポスターを張ることはできなくなりますので、その時点で私ども、撤去をしていただくといった指導を行うことになろうかと思えます。

○榎藤委員 よろしくお願ひします。

○高橋委員長 今回の関連で、宮崎市長選挙があるじゃないですか。県議補選はそれとセットでするというものもないということですね。過去、宮崎市長選と一緒に補選をやられたというか、それも2名という数字があるんですよ。

○田原市町村課長 県議がやめられた時期によるわけですが、そのやめられた時期から50日の間に選挙をやるということになっておりますので、それが例えば宮崎市長選の投票日と重なるのであれば、その経済効果もありますし、投票率アップという観点からも同日選挙ということに……。

○高橋委員長 1名の場合。

○田原市町村課長 済みません。質問の趣旨を間違えました。市長選挙があるからといって1

名でもやるといったことはありません。市長選挙があるかないかは関係ございません。いわゆる県議の宮崎地区における欠員が2人生じた時点で選挙を行うということでございます。

○高橋委員長 とにかく複数、2名欠員が出ないとやらないということなんですね。以前、私どもの会派の鳥飼議員は「市長選のときの補選で私は来たんですわ」とおっしゃっていましたから、それが頭にあったものですから尋ねてみました。

○田原市町村課長 複数区におきましては、2名欠員が出ないとやらないということでございます。1人区につきましては、1人欠員が出ればやるということでございます。

○高橋委員長 わかりました。

○萩原委員 定住自立圏等民間投資の国庫補助というのは、これは県民政策部のほうですか。そしたらいいです。

○高橋委員長 その他、ほかございませんか。

○武井委員 部長にお伺いしたいと思うんですが、今度の議会から11月の決算が9月にあったんですけれども、これの目的というのは、すなわち決算を早くやることで次年度の施策にその決算を反映させるということなんですが、1年目ですからどこまでというのは難しいところはあるかもしれませんが、実際に9月に決算を行うことによって、次年度の政策にこの決算というのが反映できる仕組みというのは今、とられているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○山下総務部長 時間的には、もちろん大きな枠組みの変更というわけにはなかなかまいりませんが、当然、前年度決算をもとにして翌年度の予算を編成するというのは、時間的には相当可能になった部分はあると思うんです。

○武井委員 11月でしたら物理的にほぼ不可能

なことが、可能になるということなんです、そういった意味で、部長のほうから、または財政課長のほうからそういったことで決算をより予算に反映させなさいといひますか、反映するように対応をなさいみたい、そういった指示とかいうのをなされたのか、または出される予定等があるのかどうかをお伺ひします。

○西野財政課長 具体的な取り扱いについては、恐らく、今後発生いたします来年度当初予算の編成方針、そういったことなどで各部局に留意するように働きかけていくということになると思ひます。

○武井委員 これは要望というか、お願いになるんですが、せつかくそういった形で枠組みを変えたわけですから、今度の予算のときに、例えば、昨年度の決算のこういったところを反映させたとか、こういったところを参考にしたとかいったものがわかるものについては、ぜひ、お示しをなだいて、それをすることで今回、移動させた価値がより出てくると思ひますので、ぜひ、その辺は検討をお願いしたいと思ひます。以上です。

○河野副委員長 国からの特別交付金、あれを市町村に振り分ける場合、うちの清武の財政課長から私は怒られるんですけども、清武町は3万近くも人口がおって、椎葉は何千人で、椎葉のほうが交付金が多いというわけなんです。それはどういう割り振りをされるんですか。一応聞いておけと言ひものですから。これは自主財源か何かで割り振られるんですか。

○田原市町村課長 今、おっしゃられたような外形的なお気持ちはよくわかるところでございますが、特別交付税といひますのは、普通交付税、基準財政需要額、そういった中で捕捉されないもの、例えば災害が起きたとか、合併に

関連する経費が、すべての自治体には共通ではないけれども、ある一部の自治体にはそういう特別の財政需要があるという場合に措置されるというものでございまして、今言いましたように、災害とか、そういった要素が、特別交付税の対象となる経費が国のほうで指定をなされているところでございまして、そういったものが基本的には中山間地に手厚くなるような、そういった項目によって構成されているということで、私も清武町の場合と椎葉とか諸塚の場合と細かく分析しておりませんが、基本的には、特別交付税に人口の差にかかわらず多寡が生じますのは、いわゆる算定項目の差、こういった算定項目が採用されているか、そして、その項目が概して中山間地に有利になるような形で算定されるという結果で、今おっしゃったような結果になっているということでございます。

○河野副委員長 わかりました。

○高橋委員長 その他、ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

午後1時2分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案並びに報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○高山県民政策部長 県民政策部でございます。それでは、早速、今回提案いたしてあります議案等につきまして、御説明申し上げます。

お手元の総務政策常任委員会資料の表紙を1枚めくっていただきまして、左のほうに目次を記載してございます。今回お願いしております議案は、目次のⅠにあります議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」でございます。本日は、そのほかにⅡからⅩIまでの10件の報告事項がございしますが、このうちのⅧ、国際定期便「宮崎～台北線」以下4点につきましては私のほうから、その他につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

それでは、まず、議案につきまして御説明いたします。

1ページをごらんいただきたいと思っております。今回お願いしております県民政策部の一般会計補正額は、補正予算総括表にありますように、補正額が8億5,619万8,000円の増額でございます。これは、後ほど御説明いたします経済・雇用対策の実施等に伴う補正でございます。これによりまして、補正後の部の一般会計予算額は、上に一般会計の表がございしますが、その表の一番下の一番右の欄にありますけれども、106億7,529万7,000円となります。具体的な事業につきましては、後ほど、担当課長から御説明を申し上げます。

ページを飛んでいただきまして、33ページをお開きください。国際定期便「宮崎～台北線」の運休についてでございます。

既に御案内のとおり、エバー航空からことしの10月1日から運休するとの連絡がございました。その理由としましては、4の運休理由にありますけれども、エバー航空からは、長引く景気低迷や新型インフルエンザの影響もあり、搭乗率が当初予定よりもかなり低い状況にあること、また、昨年から厳しい経営状況が続いており、世界的な路線の見直しを行う必要があるこ

ととのことでもございました。

突然のことでもありまして、県としましては、定期便として早期の再開を要請いたしますために、5にありますけれども、8月19日に総合交通課長が、9月21日に私が、エバー航空本社や台湾政府関係機関等を訪問いたしましてお願いをしたところでございます。エバー航空としましては、再開したい意欲はあるけれども、世界的な厳しい航空事情もあるので、需要の動向等を再度詳細に分析し検討したいとのことでありました。県としましては、引き続き、定期便として早期再開に向けたあらゆる努力を続けてまいりたいと思っております。

次に、34ページをお開きいただきたいと思っております。日南線観光列車「海幸山幸」の運行でございます。

これにつきましては、6月の委員会でも御報告申しておりますけれども、10月10日から宮崎から南郷駅の間で日南線観光列車「海幸山幸」が運行を開始いたします。前回の御報告の際、未定となっております料金は、3にあります表のとおりでございます。

また、4の海幸山幸観光きっぷとありますが、これを設定いたしまして、海幸山幸と日南海岸をめぐる観光バス「にちなん号」を組み合わせました日南海岸の魅力を満喫できる観光切符も発売されることになっております。

このような動きを受けまして、次のページの5、沿線の主な取り組みにありますとおり、沿線地域におきましては、今回の運行にあわせて、駅からのアクセスの整備とか、乗客をおもてなしする取り組みが行われております。

また、6の運行開始イベントにありますとおり、10月10日の運行開始日に出発式や飫肥駅での歓迎イベントなどが準備されております。

なお、お手元にJ R九州が作成しましたパンフレットをお配りしておりますので、後ほどごらんいただけたらと思っております。

次、37ページをお開きいただきたいと存じます。消費者庁等の設置でございます。

1の背景でありますけれども、近年、一連の食品偽装表示とか、製品の事故等に関連いたしまして、国における消費者行政の体制とか対応に問題があるのではないかと考えられる事例が数多く起こってきております。

そこで、2にありますとおり、9月1日に消費者庁より消費者委員会設置法に基づきまして、消費者庁と消費者委員会が設置されております。

3のその役割であります。消費者庁は、消費者に身近な問題を取り扱う法律を幅広く所管・共管し、緊急時には政府全体の司令塔機能を果たしますとともに、消費生活センター等から寄せられる情報の一元的な集約、分析と情報発信等の機能を担うことになっておりますし、消費者委員会につきましては、消費者行政全般に対して、監視機能を担うことになっております。全体的な事務の流れにつきましては、イメージ図のとおりでございます。

続いて、4でありますけれども、消費者庁設置に伴いまして、地方公共団体には消費者事故等に関する情報を消費者庁に通知するということが義務づけられております。

次に、38ページをお開きいただきたいと存じます。宮崎国際音楽祭を考える懇談会の開催状況についてであります。

懇談会の設置目的等につきましては、4月の当初委員会で御報告したところでありますけれども、その後、3の開催状況の表にありますように、これまで5回の会議を開催いたしまして、音楽祭の評価、運営体制、内容等について御意

見を伺っております。

4の主な意見であります。例えば、一つ目のまるですけれども、宮崎の文化あるいは県民の文化性の高揚に大きな功績を残していると評価できるけれども、さらに県民に親しまれる音楽祭とするために、運営とかプログラムに県民の意見を反映できる仕組みをつくるべきではないか等のさまざまな御意見をいただいたところでもあります。

県といたしましては、懇談会に出されました意見を踏まえながら、音楽祭の方向性について、今後検討をすることといたしております。

以上が資料に基づきます御説明であります。資料にはございませんが、1点だけ御報告を申し上げたいと存じます。中身は、ブラジル宮崎県人会の創立60周年記念事業でございます。

去る8月23日に、ブラジル・サンパウロ市におきまして、ブラジル宮崎県人会創立60周年記念式典が、ブラジル全土から本県出身者でありますとかその家族など約500名が参加して、盛大に開催されました。本県からは知事、中村議長、そして宮崎市長を初め、県内の関係者32名が参加をいたしております。訪問期間中は、ブラジルの地で活躍する移住者の方々のふるさと宮崎への熱い思いに接しますとともに、これまで宮崎で学んだ留学生・研修生、さらには本県関係企業等が同国の発展に貢献する姿に、大きな感銘を受けたところでございます。

また、ことはアマゾン日本人移民80周年でもございましたので、中村議長とともに、ブラジル北東部のベレン市を訪問いたしまして、県人会アマゾン支部の皆さんと交流をさせていただきました。

今回の訪問によりまして、県人会と本県のきずなを一層深めるものができるかと考えておりま

すし、今後とも、県費留学生受け入れ事業等を通じた友好親善に努めてまいりたいというふうに思っております。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○永山総合政策課長 総合政策課でございます。まず、総合政策課の9月補正予算について説明をさせていただきます。

お手元の平成21年度9月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、総合政策課のところをごらんください。9ページでございます。総合政策課の補正額は、総額で9,430万4,000円の増額補正をお願いしております。補正後の予算総額は15億122万2,000円となります。

補正予算の内容につきまして、11ページでございます。(事項)連絡調整費、1の連絡調整費14万4,000円であります。これは、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しまして、消費生活センターと宮崎パスポートセンターの窓口の来訪者用テレビ2台を、地上デジタル対応テレビに更新をするものでございます。

次に、(事項)エネルギー対策推進費、1の㊸太陽光発電システム導入促進事業9,416万円であります。詳細につきましては、別冊の総務政策常任委員会資料で説明をさせていただきます。

委員会資料の3ページをお開きください。1の事業目的にありますように、国におきましては、ことし1月から補助制度の再開、さらには11月からは余剰電力の買い取り価格の引き上げ等、さまざまな施策を打ち出しているところであります。本県におきましても、国のこうした積極的な動きと連動しつつ、ソーラーフロンティア構想の推進を加速化させるため、太陽光発電システムの導入促進を図りたいと考えております。

事業の概要であります。まず、(2)の①住

宅用システム導入補助であります。太陽光発電システムと省エネ設備をあわせて導入する場合には、1キロワット当たり3万円、上限10万円を補助するものであります。実施期間として、23年度までの3年間を予定しており、補助件数としては、今年度は700件、22、23年度については、各1,500件を見込んでいるところでございます。次に、②県庁舎システム設置についてであります。議会棟の屋上に10キロワット程度のシステム及び本館ロビーに発電状況等を表示するパネルを設置しまして、太陽光発電の拠点を目指す本県の姿勢を広くアピールしていきたいというふうに考えております。

事業費につきましては、(3)にありますとおり、9,416万円をお願いしております。

総合政策課の補正予算については以上でございます。

続きまして、資料の14ページをお開きください。9月補正予算におきます経済・雇用対策の概要についてであります。今回の補正予算における経済・雇用対策は、総額366億円となっております。以下、6月に取りまとめました経済・雇用対策の項目ごとに説明をさせていただきます。

まず、1の緊急的な経済・雇用対策につきましては、(1)の雇用確保・就業支援として、緊急雇用創出事業臨時特例基金等を活用した雇用創出対策や、福祉・介護人材確保、生活支援対策として14.7億円を、そして(3)の公共事業は124億円余を予定しております。

2の中長期的な視野からの産業づくり対策として、総額106億円余を計上しております。(1)の産業振興のための基盤整備といたしまして、フェリー運航への支援や、観光・農林水産基盤の整備等で34億円余、また、(2)の農林水産業

の底力の発揮では、森林整備関連基金の新設や積み増し、農林水産物生産対策など71億円余、

(3)の新たな産業の展開として、県産品販路拡大対策に約900万を計上しております。

15ページの3の中長期的な視野からの地域づくり対策でございます。総額244億円余を計上しております。(1)の少子高齢化時代への対応として108億円余を計上しております。介護職員の処遇改善等のための基金の新設や安心こども基金等の積み増し、並びに各種事業の実施等を予定しております。

(2)の安全・安心の実現については126億円余を計上しております。②の公共施設等耐震化促進として、社会福祉施設等耐震化等特例基金の新設や県立学校耐震化事業を、また、③の生活インフラ整備といたしまして、情報通信格差の是正対策や、道路改良等の公共事業、県立施設の改修等を予定しております。16ページをお開きください。④の防災、安全安心確保として、各種災害対策を初め新型インフルエンザ対策や家畜防疫対策などを予定しております。

最後に、(3)の低炭素社会の実現として、先ほど御説明いたしました新エネルギー普及促進対策や地域グリーンニューディール基金の新設など10億円を予定しております。

次のページに本年度の経済・雇用対策関連予算の推移をまとめております。当初予算のうち重点施策の雇用創出・就業支援対策に関連する予算74億円と、6月補正の175億円、今回の366億円を合わせ約615億円を経済・雇用対策として措置しているところであります。経済・雇用対策につきましては、本年1月の補正予算以降、切れ目ない対応を行ってきているところではありますが、県内の経済・雇用情勢は依然として大変厳しい状況でございます。県民生活の一刻

も早い安定のために、引き続き有効な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、平成21年度の政策評価の結果についてであります。

19ページをごらんください。1の(1)評価対象であります。新みやざき創造戦略は、3つの戦略を構成する16の枝戦略・56の重点項目・122の取り組み事項で成り立っておりますが、そのうち122の取り組み事項について内部評価を行い、その結果を踏まえて56の重点項目について外部評価を実施いたしました。(2)の評価方法ですが、今年度は進捗評価に加えまして、成果評価を新たに行ったところであり、工程表に基づく取り組みによってどのような成果が得られたのかを社会情勢等も勘案しながら評価を行ったところであります。

2、評価結果についてであります。進捗については、(1)にありますとおり、56項目のうちAが40項目、Bが16項目で、おおむね順調に進んでいるとの評価でありました。一方、成果につきましては、(2)にありますとおり、Aが全体の43%、Bが52%、Cが2%という結果になりました。また、現時点で成果が判断できない項目が2項目ございました。

20ページ、21ページに56項目それぞれの評価結果をお示ししております。特徴的なものとしたしまして、20ページの下段、戦略2、生活保護世帯の生活力向上及びひとり親家庭の自立のための支援の強化について、昨年からの厳しい経済情勢を背景として、生活保護世帯が増加している状況では成果が上がっているとは言えないということでC評価になっております。また、地域ぐるみで取り組む「治療」から「予防」への運動を推進、被災者の生活を支援する災害時安心基金の創設の2点につきましては、現時点

で成果が評価できないということで横バーになっております。

今回、進捗評価に比べますと、成果についてかなり厳しい評価となりました。この結果を踏まえまして、新しい施策・事業の構築の検討等を行いまして、新みやざき創造戦略の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、別冊で評価シート及び外部評価の報告書を配付させていただいております。

次に、資料の22ページをお開きください。宮崎県総合計画の策定についてでございます。

まず、23ページに現在の総合計画であります新みやざき創造計画の概念図をおつけしております。ちょうど真ん中の計画編の欄にございますが、現在の計画が22年度までということになっております。そういうことから、22ページの1にありますように、次期計画の策定に向けた作業をスタートさせたいというふうに考えております。

2の計画のイメージについてであります。大きく3つの部門で構成したいと考えております。まず、①の将来ビジョンは、本格的な人口減社会を初め、地方分権、道州制に係る議論の進展など、今後の地方をめぐる情勢が大きく変化することが予想されますことから、おおむね20年程度の将来推計を行った上で、本県の将来像、基本目標、分野別施策の方向性を示したいと考えております。この将来ビジョンを示した上で、②にありますように、各部局の施策の指針である部門別施策や計画についても見直しを行います。また、③のアクションプランとして、長期ビジョンと部門別施策の中から短期的に取り組むべき重点施策の推進プランを策定したいと考えております。

策定の方法といたしまして、3にありますよ

うに、庁内体制を整備し、各部局横断的な検討を進めますとともに、県民との意見交換も十分に行ってまいりたいと考えております。

4のスケジュールにつきましては、11月を目途に第1回の総合計画審議会をスタートさせたいと考えており、近日中に審議会委員の公募の手続等を始めたいと考えております。23年2月の新たな計画案の提案に向けまして、今後、鋭意作業を進めてまいります。委員の皆様方には、その状況等について、適宜、御報告をさせていただきたいというふうに考えております。本県の将来像を示すしっかりとした計画をつくりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、地方分権・道州制研究会の設置についてであります。

24ページをお開きください。県では、今後、地方分権改革の動きが本格化する中で、本県にとって真にメリットのある地方分権を実現するために必要な事項について、部局横断的に検討する庁内研究会を今月1日に設置したところであります。研究会のメンバーは、3にありますように、会長を知事、副会長を副知事とし、会員は各部局長となっております。なお、その下の米印にありますとおり、研究会の下に各部局連絡調整課長、関係課長をメンバーとする幹事会を置きまして、実質的な協議・検討を行うこととしており、検討分野ごとの策定チームとしてのワーキンググループも設置したいと考えております。

4の具体的な調査・研究内容等ですが、共通事項としまして、地方分権、道州制をめぐる動きや全国知事会の対応方針等についての情報の共有化、また、地方分権につきましては、県勢発展、住民サービス向上につながる権限移譲や、

本県に望ましい税財源のあり方などを検証したいと考えております。さらに、道州制につきましては、道州制を想定した場合に期待されるメリットあるいはデメリット、課題の整理、さらに道州間あるいは道州内の調整のあり方等の制度設計、道州制が導入されることを想定した場合に、県として取り組むべき事項の整理などを行っていく予定になっております。

次のページの5、検討スケジュールにありますとおり、今後は、研究会、幹事会またはワーキンググループで検討を行った上で、今年度末には地方分権、道州制等に関する宮崎県の基本的な考え方について、一定の整理を行いたいというふうに考えております。

総合政策課は以上でございます。

○山内中山間・地域対策室長 それでは引き続きまして、平成21年度地価調査結果の概要について御説明いたします。

資料は同じく、26ページをお願いします。去る9月17日にことしの地価調査結果を公表いたしましたので、その概要について報告いたします。まず、1の目的ですが、地価調査は、毎年1回、一般の土地取引の指標として調査しているものであります。

次に、2の基準地数ですけれども、地価調査地点を基準地と呼んでおりまして、県内28市町村の295地点について調査を行ったところです。基準地数の内訳は、住宅地145地点、商業地61地点などとなっております。

次に、3、価格判定基準日は、毎年7月1日としております。

次に、4の平均価格及び平均変動率ですが、まず、住宅地の欄をごらんください。住宅地の平均価格は、1平方メートル当たり2万7,900円で、平均変動率はマイナス1.5%で、前年より下

落率が拡大しております。次に、商業地の欄ですが、平均価格は1平方メートル当たり5万2,300円、平均変動率はマイナス3.5%で、こちらも前年より下落率が拡大しております。準工業地以下についても、ごらんとおり、マイナスとなっております。なお、平均変動率は、前年からの継続調査地点の変動率の平均をあらわしております。

次に、右側のページをごらんください。5、地価調査価格指数の推移についてであります。昭和60年を100としたときの価格指数をグラフ化したものであります。まず、上の住宅地でありますけれども、全国、点線のグラフですけれども、平成3年をピークとして、いわゆるバブル崩壊に伴い、平成4年以降下落が続いております。本県についても、平成12年以降、10年連続の下落となっております。次に、下の商業地であります。本県も、全国と同様に、平成3年をピークとしまして、平成4年以降18年連続の下落となっております。

地価調査結果の概要についての報告は以上であります。

次に、28ページをお願いいたします。宮崎県土地利用基本計画書の改定について御説明いたします。

まず、1の土地利用基本計画書の概要等であります。初めに、(1)計画書の根拠及び改定理由であります。土地利用基本計画書は、国土利用計画法に基づき県が定めることとされております。昨年10月に国土利用計画(宮崎県計画)を改定したところでありますが、これを踏まえて今回の改定を行うものであります。

次に、(2)計画書の役割であります。都市計画法などの個別規制法に基づく各種土地利用計画の上位計画として、ア、行政部内の総合調

整機能を果たすほか、イ、土地取引において直接的な規制基準として、ウ、開発行為については個別規制法を通して、間接的な基準としての役割を果たしております。

次に、(3) 計画書の主な構成であります。土地利用の基本方向及び土地利用の調整指導方針の2部構成となっております。まず、ア、土地利用の基本方向のうち、(ア)の県土利用の基本方向につきましては、県土利用をめぐる基本的条件の変化に対応するビジョンを示しております。(ウ)の土地利用の原則では、都市地域や農業地域など、県土を5地域に区分し、土地利用の原則を定めております。次に、イの土地利用の調整指導方針では、ただいま申し上げました5地域が重複する場合の土地利用の優先順位等を定めております。

次に、29ページをごらんいただきたいと思っております。2、主な改定内容であります。大きく分けて次の2つの観点で見直しを考えております。初めに、(1)人口減少その他の経済社会情勢の変化に関する記述など、国土利用計画(宮崎県計画)との整合等を図ることとしております。次に、(2)本県の土地利用に係る課題として懸念される事項や、土地利用転換等に係る具体的事象への対応について盛り込むこととしております。これは資料にはございませんけれども、国の研究会報告で示された事例について、庁内関係課や市町村と十分協議を行い、本県にとって必要な項目について取り上げたものであります。

資料に戻りますけれども、懸念される事項のア、都市計画区域外への無秩序な開発の進行等が懸念される場合においては、都市計画手法による開発の規制誘導について検討を進めるとするものであります。次に、イ、林地開発により、

個別規制法の規制が及ばない地域、いわゆる白地地域が生じ、将来の無秩序な開発が懸念される場合においては、他の個別規制法の区域・地域による措置その他の措置を講じ、土地利用の適切な規制・誘導を図ることを検討するとするものであります。

次に、土地利用転換等に係る具体的事象への対応であります。まず、ア、都市地域の優良な集団的農地内を通る幹線道路沿道においては、営農環境に支障を及ぼすおそれのある農用地区域の除外は適当でないものとし、除外を行う場合には、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないよう十分配慮するとするものであります。次に、イ、市街化調整区域であり農業地域でもある地域においては、保全的土地利用を図り、市街化を抑制することを原則とするが、市街化区域では立地困難かつ市街化を促進するおそれがない場合、さらに、農用地区域の除外を伴うときは、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないような場合について、土地利用の変更等を検討することができるものとする。なお、具体的な許可または計画の変更に当たっては、当然に、個別規制法の規定を踏まえて行われるものであるとするものであります。

最後に、3の今後の予定であります。まず、パブリックコメントを実施しますとともに、国土利用計画審議会や市町村長への意見照会、さらに国土交通省との協議・同意を経まして、来年3月下旬には改定計画書を決定・公表したいと考えております。

次のページをお願いします。30ページ、31ページであります。こちらに今申し上げました計画書の概要をまとめておりますほか、計画書の全

文を別冊でお配りしておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思います。なお、先ほど御説明しました本県の土地利用の課題等の部分につきましては、別冊本文の中、アンダーラインを引いております。

宮崎県土地利用基本計画書の改定についての御報告は以上であります。

○長嶺総合交通課長 総合交通課の補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の総合交通課のインデックスのところ、13ページをお開きください。総合交通課の9月補正額は、6,500万円の増額でございます。補正後の額は6億7,271万7,000円となります。

1枚おめくりいただきまして、15ページをごらんください。(事項)広域交通ネットワーク推進費でございますが、経済・雇用対策の実施に伴う補正といたしまして、㊸内航フェリー運航緊急対策支援事業6,500万円を計上しております。なお、財源は地域活性化・経済危機対策臨時交付金を予定しているところでございます。詳しくは別冊の委員会資料で御説明をいたしたいと存じます。

委員会資料の5ページをお開きください。㊸内航フェリー運航緊急対策支援事業でございます。まず、1の事業目的ですが、高速道路料金引き下げに対応しまして、本県内の港湾を発着する内航フェリーの運航事業者が行います利用促進キャンペーンに係る経費の一部を補助することによりまして、内航フェリーの競争力維持・確保をしようとするものでございます。

次に、2の事業概要でございます。補助対象者は、宮崎港を発着する県内で唯一の内航フェリー運航会社、宮崎カーフェリー株式会社でございます。同社が実施を予定しております②に

あります利用促進キャンペーンに対しまして助成を行うこととしておりますが、キャンペーンの内容につきましては、まず、(ア)の乗用車乗船促進キャンペーンにつきましては、ETC割引のあります週末等に宮崎カーフェリーの会員カードでありますマリンカードを利用して乗船した乗用車に対し、乗用車運賃の50%割引を行い、あわせて2,000円のマリンカード入会金を無料とするものでございます。次に、(イ)の団体旅行等利用促進キャンペーンですが、これは、宮崎カーフェリーを利用して旅行する5名以上の団体等に対しまして、1人当たり片道1,000円の割引を行うとともに、同じく、マリンカード入会金を無料とするものでございます。続きまして、③の県の補助額でございますが、先ほどの(ア)の乗用車乗船促進キャンペーンにつきましては、割引対象となった乗用車運賃の25%相当額を補助することとしております。なお、これは、カーフェリーが行います50%割引の半額の額になります。また、(イ)の団体旅行等利用促進キャンペーンにつきましては、割引を行った利用客1名につきまして1,000円を補助することとしております。

事業費は6,500万円でございます。

最後に、(4)の事業効果でございますが、この事業を実施することによりまして、高速道路料金引き下げにより生じたカーフェリーと高速道路料金との不均衡が緩和されまして、また、団体・グループの利用者のつなぎどめや利用拡大も可能となりまして、県内発着のカーフェリーの維持・確保が図られるものと考えております。

総合交通課の補正予算につきましては、以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

○福村文化文教・国際課長 それでは続きまして、文化文教・国際課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の17ページをお開きください。文化文教・国際課の9月補正額は、7,148万1,000円の増額で、補正後の額は50億7,985万7,000円となります。

その内訳でございますが、ページをめくっていただき、19ページをお願いします。まず、(事項) 県立芸術劇場費の5,081万4,000円の増額ですが、これは、平成19年度から計画的に実施しております芸術劇場の老朽化に伴う劇場の改修及び備品等の更新に要する経費でございます。今年度実施分に加えまして、22年度以降に予定しておりました分を国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し前倒しで実施するもので、細事項1の県立劇場大規模改修事業費では、演劇ホール音響調整卓等を更新し、細事項2の県立芸術劇場管理費では、ホール移動用音響調整卓及びイベントホール並びに演劇ホールのスポットライトを購入いたします。

次に、(事項) 私学振興費の2,066万7,000円の増額であります。細事項1、私立学校振興費補助金の1,260万3,000円の増額は、平成21年度の生徒1人当たりの国の標準単価及び生徒数が確定したことによるものでございます。細事項2、私立高等学校授業料減免補助金の806万4,000円の増額につきましては、別冊委員会資料のほうで御説明いたしたいと思っております。

委員会資料の7ページをお願いします。まず、(1)の事業の目的でございますが、私立高等学校が行う授業料減免に対する補助を行うことによりまして、生活困窮世帯等の生徒の学費負担の軽減を図るものでございます。

次に、(2)の事業の概要でございますが、今

回の補正で教育委員会のほうで設置することとしております高等学校等生徒修学支援基金を活用いたしまして、既存の補助要件であります生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、解雇・倒産等による家計急変世帯等に、新たに市町村民税均等割のみ課税世帯を加えまして、より広い世帯を対象とするものであります。高等学校等生徒修学支援基金につきましては、米印にその内容をまとめておりますが、この基金は、経済的理由により修学困難な高等学校等生徒の教育機会の確保に資することを目的に、国の補正予算に計上されました高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を財源として、6億5,000万円を積み立てるものであります。この基金により実施します事業は、当課で所管しております私立高等学校生徒の授業料減免措置に係る補助事業と財務福利課のほうで所管しております高等学校等生徒に係る奨学金事業となっております。

最後に、(3)の事業費でございますが、806万4,000円を計上しております。財源といたしましては、高等学校等生徒修学支援基金からの繰入金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用するものであります。補正後の予算額は7,015万8,000円となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○金丸情報政策課長 それでは、情報政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス、情報政策課、21ページをお開きください。情報政策課の補正額は、総額で6億2,541万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は18億7,839万1,000円となります。

23ページをお開きください。まず、(事項) 電子県庁プロジェクト事業の3億1,712万4,000円ではありますが、事業の詳細につきましては、後ほど、別冊の委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項) 地域情報化対策費の3億828万9,000円です。説明欄1の(1) 携帯電話等エリア整備事業の3億253万円につきましては、国の地域活性化・公共投資臨時交付金を活用することにより、携帯電話の不感地域の解消加速が図られることとなったため、22年度以降に予定しておりました事業を前倒しして実施するものであります。これにより、諸塚村、日之影町の約180世帯の解消が図られることとなり、当初予算分と合わせまして約330世帯の解消が図られる見込みとなっております。2のデジタル・デバイス解消促進調査事業につきましては、別冊の委員会資料で御説明いたします。

それでは、お手元の総務政策常任委員会資料の9ページをお開きください。まず、4の㊦行政情報システム共同利用促進調査事業であります。

(1)の事業目的であります。県及び市町村における行政情報システムの実態を把握するとともに、今後の共同利用等に向けた検討を行うものであります。

次に、(2)の事業概要であります。この事業は、県における行政情報システム等の調査、市町村における行政情報システム等の調査及び行政情報システム共同利用に向けた素案の作成という3本で事業を構成しております。まず、①の県における行政情報システム等の調査につきましては、庁内行政情報システムの実態及び一部のシステムについては、導入効果について調査を行うものであります。また、パソコンに係る調査費につきましては、情報政策課で一括

調達しているパソコンに加え、各所属が独自に調達しておりますパソコンの利用状況や管理状況を全庁的に調査するものであります。次に、②の市町村における行政情報システム等の調査につきましては、①の県における調査とほぼ同じ内容の調査を行うものであります。これらの調査結果を踏まえ、③であります。今後の行政情報システムの共同利用に向けた素案を作成することとしております。

事業費につきましては、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し、1,712万4,000円をお願いしております。

続きまして、10ページをお開きください。5の㊦自治体クラウド開発実証事業であります。

まず、右側のページをごらんください。1の自治体クラウドとはということですが、下に図を示しておりますけれども、情報通信ネットワークを、絵にするときは雲で描くことが多いわけですが、雲の英語表記がクラウドであることから、自治体クラウドという名前がつけられているところであります。内容といたしましては、現在、県や市町村が個別に構築・運用している行政情報システムを全国数カ所のデータセンターに集約し、最新のIT技術を活用して共同利用できる仕組みのことであります。

次に、2の総務省の開発実証事業の概要であります。まず、(1)の目的であります。都道府県ごとに市町村の業務システム等の共同化を推進した上で、全国3カ所にバランスよく配置されたデータセンターに集約し、それを各市町村等が低廉かつ効率的に利用することができるシステムの開発実証を行うものであります。次に、(2)の実証団体であります。7月に都道府県に対し提案募集があり、本県は佐賀県、大分県との共同提案という形で応募し、北海道、

京都府とともに採択されたところであります。
また、(3)の実証事業の内容であります。①から③にありますように、市町村等が共同利用可能な業務サービスの提供、都道府県データセンターシステムの整備、ほかの都道府県データセンターとの連携実証・評価を行うこととなっております。

下に九州における事業実施のイメージ図を示しておりますが、図の上のほうの佐賀県のデータセンターが北海道、京都府のデータセンターとの連携を行い、左下の宮崎県内のデータセンターが大分、宮崎両県の市町村に対して、住民情報や税などの情報システムを提供することとしております。これまで各市町村が個別に構築・運用していた情報システムが、大分、宮崎の県境を越えた9つの市町村で共同利用されることが自治体クラウドの将来の姿を示す取り組みとして高い評価を受けているところであります。

左のページに戻っていただきまして、(1)の事業目的につきましては、内容が重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

次に、(2)の事業概要であります。今回の事業に本県からは延岡市、日向市などの4市町が参加する予定であり、大分県から参加する5市と共同で②にあります住民情報や税などのシステムを構築することとしております。また、③の開発方法であります。民間事業者が提供するASP・SaaSサービスを共同で利用する形を考えており、システムを構築するサーバー等は本県内のデータセンターに設置する予定としております。

事業費につきましては、国からの委託金を財源として3億円をお願いしております。

続きまして、13ページをお開きください。6の㊦デジタル・ディバイド解消促進調査事業で

あります。

まず、(1)の事業目的であります。地域情報化の実態について全県的な現地調査を実施するとともに、衛星を利用した新たな機器による実証実験を行うことにより、県内のデジタル・ディバイド、いわゆる情報通信格差の解消促進に向けた検討を行うものであります。

次に、(2)の事業概要であります。この事業では、県内全域における実態調査及びエリアマップ作成とブロードバンド・ゼロ地域における実証実験の2つの事業を行うこととしております。このうち①の実態調査及びエリアマップ作成につきましては、緊急輸送道路等における携帯電話の利用可能状況や、観光施設、工業団地、防災拠点等における携帯電話、ブロードバンド利用可能状況などの調査を実施し、エリアマップの作成を行うこととしております。また、②の実証実験につきましては、最近実用化されました衛星ブロードバンド機器の通信状況及び動作の検証や利用者へのアンケート調査を実施することとしております。

事業費につきましては、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、575万9,000円をお願いしております。

情報政策課につきましては、以上であります。

○高橋委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案についての質疑はありませんか。

○武井委員 5ページの内航フェリーの件をお伺いしたいと思います。宮崎カーフェリーさんともこの前いろいろとお話したんですが、実際に今、ETC1,000円によって、宮崎カーフェリーの運航する宮崎から大阪までの路線にはどの程度の影響が出ているのかをお聞かせください。

○長嶺総合交通課長 輸送実績に対する影響と

いうお尋ねでございます。輸送実績につきましては、昨年来からの景気低迷とか、今もおっしゃいました高速道路の料金引き下げ等の影響を受けまして、旅客、車両ともに前年度の輸送実績を下回る厳しい状況が続いております。ちなみに、ことしの8月につきましては、トラックで対前年比約18%、乗用車で対前年比12%、旅客で対前年比3.4%程度という状況でございます。また、燃油等が少し上がってきておりまして、燃油価格の変動調整金というのがございますが、これが上がる方向になっております。さらに影響が出るのではないかなということに心配しているところでございます。

○武井委員 影響が出ているという中でこういう施策がなされるわけなんです、会社側が25%、県のほうで25%ということで、それぞれ折半をして50%の割引という形になるかと思うんですが、実際に6,500万円の事業費を大体何台ぐらい利用するとほぼ使い切るということになるのか、また、この事業費の額に到達した時点で終了というような形になるのか、そのあたりをお聞かせください。

○長嶺総合交通課長 6,500万円の積算内訳というお尋ねだと思うんですけども、この積算につきましては、昨年度の同時期の宮崎カーフェリーさんの土曜、日曜等の利用実績を前提に算定させていただきました。具体的に申しますと、乗用車乗船促進キャンペーンにつきましては、約7,000台程度を予定しております。それから、団体利用につきましては、2万1,000名程度を予定しているところでございます。上限の話でございますが、これにつきましては、予算成立後にまたカーフェリーさんとも御相談しなくちゃいけないと思っておりますけれども、基本的には、予算の範囲内ということで上限を設けるこ

とになるんじゃないかなというふうに考えております。

○武井委員 ということは、確認ですが、具体的に、何月何日からはできると思うんですが、何月何日までということではなくて、その予算に到達した段階、その日によって終了というような形になるという理解でよろしいでしょうか。

○長嶺総合交通課長 利用促進キャンペーンの期間についてのお尋ねだと思いますが、今、委員がおっしゃいましたように、ちょっと準備期間が要りますので、始期については10月下旬ぐらいになるのかなと思っております。基本的には、当年度予算でございますので、来年3月いっぱいまで計画しておりますが、予算の範囲もありますので、どこかの段階で上限を設けることになるというふうに考えておるところでございます。

○武井委員 以上です。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

○福田委員 関連するんですが、これは乗用車と旅行客ですね。貨物のトラックの影響はないんでしょうか。どうなんですか。

○長嶺総合交通課長 トラックにつきましても、先ほど申し上げましたように、対前年で下回っているという実績が出ております。トラックのほうにつきましては、今年度当初予算で物流効率化支援事業という予算を措置させていただいておるところでございます。これで荷物の利用促進を図っていこうということで、現在、各方面でPRを実施しておりまして、現段階で交付決定をしておりますのが、300万程度の利用実績ということになっております。利用決定ということですね。今、さらに追加の申し込み等も出ておりますので、今後ふえていくんじゃないかなと思っております。その中でETCに関する

乗用車・人以外のトラックの部分については、利用が進んでいくのではないかというふうにかけておるところです。

○**福田委員** 乗用車あるいは旅行者に対する助成も大事ですが、カーフェリーの大きな顧客といますか、運航の主体をなすのは貨物、トラックだろうと思うんです。今おっしゃったとおり、当初予算で組まれましたのが徐々に効果を発揮しているということでありますが、それでもなおかつ厳しいという記事が新聞によく出ますね。18%という数字をお示しになりましたが。

それともう一つは、宮崎カーフェリーの構造的な問題があるのかなと思っているんですね。先般、私は北海道の調査をやったんですが、北海道と大体宮崎は同じような距離なんですね。ちょっと北海道のほうが関東近県に近いんですが、カーフェリー自体、旅客を主体にした豪華なカーフェリーで貨物運送をやるのか、あるいは貨物を主体としたローロー船タイプでやるのかによっても大きく変わってくると思うんです。その辺を、根本的な問題を避けて小手先だけの助成措置だけでは私は厳しいのかなと考えておりましたが、これは短期的な対応はできないと思いますが、その辺も十分考慮して、ただ一つ残っている長距離カーフェリーがなくならないようにやっていただきたいと考えていますが、その辺、どうお考えですか。

○**長嶺総合交通課長** 今、委員御指摘の点でございますけれども、私どもも、宮崎という土地、大消費地から離れているということで、物流の効率化というのがいろんな産業、農林業、商工業について効率化を図っていくということが非常に重要だという認識を基本的に持っております。その中で、委員も御指摘されましたけれども、どういう方法で運んでいくかということで、

カーフェリーもございますし、ローロー船という貨物タイプの船舶もございます。カーフェリーにつきましては、どうしても貨物以外に旅客を集めなくちゃいけないという問題と、それに対する人件費、それに対応する従業員の方が必要だということで、どうしてもコスト高の体質を持つところもありまして、そういったところが一つ課題かなと思っております。

県としましては、そういうカーフェリーの運送形態としては必要だというふうに思っていますし、荷物の中身によってはまたローロー船という形も有効かなというふうに思っております。委員御存じのとおり、南王丸というローロー船も今、運航されておるところでございます。そういう形で、いろいろな輸送手段を、チャンネルがふえるというんですか、そういう形で機能充実が図っていけるようになるかと思っております。先ほどの物流交流化支援事業につきましても、そういう形で荷物を、県内の港も使っていただけるような形で荷主さんなり運送業者さんの支援ができたというふうを考えているところでございます。

○**前屋敷委員** 関連してですけれども、今回の事業の基本的な考え方をお聞きしたいんですけれども、今回、宮崎カーフェリーさんが利用促進キャンペーンということで打つわけですが、その主な原因といいますか、なぜ、そういうことをするかというと、やはり高速道路料金の引き下げによる影響を解消するということで、県もそれに支援をするということなんですけれども、確かに、必要な部分もあると思うんですが、結果的には、私は政府の政策による被害といいますか、そういうことでそれを解消するために会社が策を打ったということに県が支援をするわけなんですけれども、そういうことでい

きますと、今後の課題としても次々出てくる課題だと。特に、高速道路の問題は、さらに無料という方向も今出てきていたり、いろいろ賛否両論出ている状況ではありますけれども、そうなった場合にどこまで県がそういった支援をやるのかと。今回、臨時交付金ということですが、そちらの方向の今後の対応、その辺についてはどんなですか。

○長嶺総合交通課長 今、委員御指摘の点でございますけれども、この事業につきましては、確かに、高速道路の上限1,000円ということにしまして、要するに、競争の条件が変わったということで、フェリー会社が非常に厳しい状況に置かれている中で、我々としては航路の維持を図るという目的で今回、交付金を使わせていただいてこういう対応をさせていただきたいと。それ以前に、国の施策によって生じたことだということで、これまでも国に対しまして要望活動を行ってきております。具体的には、ことしの3月には大分、鹿児島と3県合同で国土交通省に要望書を提出させていただきました。また、ことしの6月には、知事が直接、国土交通大臣に要望書を提出させていただいております。そういう要望活動を行う中で、交付金という財源を活用いたしまして、今回、こういう対応をしたところでございます。来年以降につきましては、無料化というお話も出ております。たしか、出ておりますけれども、現在のところ、どういう形、どういう順序で、どこをとという具体的なものがまだはっきりしていないという状況がございますので、我々としましては、その状況を見守りながら、本県の抱えている物流の非常に脆弱な基盤の中での産業の振興というのを、どういう形でやっていくのかということを実際に考えていかなくちゃいけないというふうに考え

ております。

○前屋敷委員 国の施策によって生じるいろいろなふぐあいの問題、その辺も先ほど国のほうにも要望をしてこられているということをお聞きして、引き続き、国の政策に対して影響が出る部分については、どう国の責任として対応するかというあたりも、積極的に要望活動も含めて、意見なども率直に言っていくという方向も大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続けて、太陽光発電のところ、委員会資料の3ページ、これが省エネ対策で大いに促進をしていかなきゃならない部分であることは間違いないんですが、御説明の中で、省エネ設備のLED照明とあわせて導入する場合というのがあったんですけども、このところをもう少し詳しく説明してください。

○永山総合政策課長 今回の補助制度につきましては、今年度については国の経済活性化の交付金を使いますが、来年度以降については、グリーンニューディールの基金を使うことを想定しております。このグリーンニューディールにつきましては、省エネが条件になっておまして、太陽光との合わせ技につきましても、省エネがなければ使えないというふうな条件になっておる関係で、今回、LEDという条件を付したところでございます。ただ、これにつきましては、多大な費用をかけるということになると、補助制度そのものが動かないこととなりますので、LED照明を2カ所程度つけていただければいいということで、設置者にとってはそれほど大きな負担にはならないのではないかなというふうに思っております。

○前屋敷委員 基本的なところで申しわけないんですけども、LED照明というものについ

での説明をお願いしたいんです。

○永山総合政策課長 発光ダイオードを使った照明器具でございまして、今、かなり大手も進出をしてくれておりますが、省エネでいうと8分の1程度、使用年数としても10年程度ということで、かなりの省エネ、あるいはコスト低減効果があるということで聞いております。ただ現在、蛍光灯サイズのものはいり過ぎで、玄関とか廊下とかにつけるような小さな蛍光灯タイプのもので多いですから、それを2カ所程度、価格的には1個が4,000円ぐらいかなというふうに思っております。

○前屋敷委員 あわせて、住宅用の1キロ当たり3万円の補助ということですが、普通、家庭でつけるのは3キロワットぐらいかなと思っておりますけれども、1キロワット、現段階ではどのくらいの設備費用が必要なんですか。

○永山総合政策課長 いろんなタイプにもよるとのことだと思いますが、1キロワット当たり、おおむね70万程度ということで想定をいただければいいかなというふうに思います。したがって、平均的には3キロあるいは3.5ということですから、210万から250万円程度ということ想定いただければというふうに思います。

○前屋敷委員 あわせて、県庁庁舎にも設置ということですが、ここは種類といいますか、規模というのが住宅用とは違うんでしょうけれども、ここはどのくらいの費用なんですか。

○永山総合政策課長 これは、10キロワット程度を想定しておりますので、基礎工事等も含めて少し割高にはなります。なおかつ、本館のほうに展示用の表示のパネルを設置したいということで、そのための工事等もかかりますので、多少、住宅用に比べますと割高にはなっているということでございます。

○福田委員 太陽熱発電システムにつきましてですが、復活できてよかったなと思って大変うれしく思っているわけでありますが、それと同時に、これは太陽光の電力の転換率15%程度と言われておりますが、本県は、以前から、太陽熱を直接利用するシステムが随分使われていました。従前のシステムは、水道水をくみ置きして屋根の上で温めるシステムでございましたから、飲料水等については不適合かなということで、恐らく、お風呂が中心だと思いますね。CO₂の削減を考えた場合に、太陽光発電よりも直接の熱をとる方が非常に効率が高いと言われてますね。太陽光が15%、太陽熱の場合は熱交換率50%ですから、しかも設備投資が大体3分の1ぐらい。

今、開発されているのは、従前の屋根に水をくみ上げる方式から大きく変わらして、発電のシステムと全く変わらないパネル方式で、わずかな不凍液を循環させるシステムになってますね。これを屋根に発電用のパネルと同じように設置して、下のほうにはエコ給湯みたいなタンクが置かれて、そして、もし太陽熱が連続雨等でうまく受光できない場合には補助熱源、エコ給湯でやっても、一方ではまたガスでやってもよろしいと思いますが、そういうことで、非常に効率が高いということで、あの東京都は、太陽光発電と同時に太陽熱温水器に対しても補助金を組んだですね。しかも、これは、個別の住宅しか設置が今まで難しかったんですが、共同住宅、マンション等のベランダにも設置ができるような技術開発等がされてきたということで、本県はハウス園芸の大産地で、太陽熱を利用することにかけては全国一なんですね。その辺からもぜひ、今度の補正じゃないんですが、やっぱり来年度に向けて、CO₂削減が非常に

大きいということで、取り組む姿勢を示すべきではないかと考えておるんですが、以前にも御質問しましたが、またそういうニュースが流れていましたので、あえて御質問申し上げます。

○永山総合政策課長 今回、太陽光発電について補助制度を提案させていただけたところまで来ましたので、非常に私としてもよかったというふうに思っています。御指摘のとおり、太陽熱は、宮崎においては有効に活用しなければならない熱源だというふうに思っております。現在、農業の分野で、ハウスの暖房用に太陽熱を利用するというところで総合農試あたりで取り組みを進めております。いずれにしても、バイオマスの活用も含めて、もう少し全体的に、宮崎にあるさまざまなエネルギーをしっかりと使っていくということについては、戦略を練っていかねばならないのかと。いずれにしても、前向きに取り組んでいくべきであろうというふうに思っております。

○福田委員 家庭用のエネルギーの75%は水を温めるのに使われているんですね。私はたまたま福祉施設のものも見ましたが、あれはすごいですよ。おふろの燃料費、A重油を使っておるところがかなり削減になるということで、そういう面では早急に、農業用は先行していますけれども、家庭用でやるのがCO₂削減を示す大きな力になると思っております。鳩山総理もニューヨークの国連に出てやっておられますからね。大きい施策に対して果敢に取り組んでもらうことが必要ではないかと御要望を申し上げます。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

○押川委員 私立高等学校の授業料免除もいいんですかね。県内の減免補助金の該当する現在の生徒数はどのくらいいらっしゃるんでしょう

か。現段階で該当する生徒さん、減免補助を受けるといえるか、そういうところはわかっているんですか。

○福村文化文教・国際課長 平成20年度の実績で521人でありまして、生活保護の世帯で45人、市町村民税非課税で446人、家計急変で4人、あと児童擁護施設入所者とかあるんですが、それが25人、風水害等被災者が1人ということで、20年度実績、合計521人という数字が上がっております。

○押川委員 これは3年間ということであるようでありますけれども、例えば生活保護世帯とか市町村民税の均等割の税金の単位の中で、3年間連続で補助対象になる人たちも出てくるわけでしょうか。

○福村文化文教・国際課長 はい。連続で対象になる方も出てくると思います。

○押川委員 今回、民主党のマニフェストを見ると、高等学校の授業料免除あたりも出てくるわけですね。1人12万円ぐらいだったと思いますけれども、公立、私立で若干違いますけれども、これをしたときに、こういう事業等の妥当性というか、もし民主党の案通り、そういう方向で授業料免除ができるのであれば、どちらがいいのかなということを、わかる範囲で、もし、わかれば教えてください。

○福村文化文教・国際課長 その点についても、検討はしておるんですけれども、現実的に授業料が免除になれば、こういうような県の助成みたいなものも不要になるんじゃないかというふうに思っていますが、まだ詳しい検討はしていない段階でございます。

○押川委員 そういう状況であればそっちのほうがいいと。なければ、補正額は削るから、補正額がない中で県単の中で助成する部分という

のは出てくるんですか。これは補正額がありますね。補正額がなかった場合には、県独自でもやろうということがあるのでしょうか。

○福村文化文教・国際課長 今のところは基金とか臨時交付金を活用してやるということで、3年程度が国の助成とかがついておりますので、今のところ、3年をめどに考えておりますが、その後についてはまた検討をしないといけないと思っております。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

○前屋敷委員 関連してですけれども、今度、枠を広げるということで、市町村民税均等割のみの課税世帯も加わるということですが、どのぐらいかは試算をしておられますか。つかんでおられれば。

○福村文化文教・国際課長 人数的には、市町村民税均等割のみ課税で救われる生徒が168人程度というふうに試算はしております。

○前屋敷委員 わかりました。

○高橋委員長 ほか、よろしいでしょうか。

○武井委員 同じく、7ページの私立学校のやつですが、確認ですが、あくまで授業料だけということですか。例えば入学金であるとか、いろいろと学校の諸雑費というのは含まれるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○福村文化文教・国際課長 制度的には授業料のみの助成でございます。

○武井委員 わかりました。

○榎藤委員 3ページなんですけど、21年度700件、22年度1,500件、23年度1,500件というのですが、これは、一部のマスコミ等では足りないんじゃないかとかいろいろあるんですけど、21年度の700件とかというのは、一応700件けれども、22年度の分を700件の消化状況によっては前に持ってくるのか、そういったこと等はできる

のでしょうか。

○永山総合政策課長 これまで本県では、おおむね年間1,000件程度のシステム設置がございました。今年度は国の補助金が再開されたこともあって、今の年間ペースで言うと1,200件程度で動いています。これを1,500件に持っていきたいということで、この助成制度は11月にスタートをしたいと思っておりますが、11月から1月の間で700件というふうな計算をしております。ただ、委員がおっしゃったとおり、かなり気運が盛り上がってきておりますので、これで足りるのかなというところは心配としてはあります。ただ、今の予算上は22年度あるいは23年度から持ってくるというふうなシステムにはなっておりませんので、この利用の状況等を見きわめながら、場合によっては追加の措置等も考えなければならない場合もあるのかなというふうに思っております。

○榎藤委員 一部執行停止云々というような話のときに、やはりそれだけの効果があるし、実勢として非常に足りない状態ということ等であれば、別な意味での評価、炭素を低炭素にするといったこと等を勘案して、そういうことが宮崎なら宮崎としては、私は一部議論したのは森林の積立金等でも、実質的に間伐する労務費、臨時職員の労務費等消化できるじゃないかとか、その波及は当然あるんじゃないかとか、そういったもの等はこちらの側から積極的に説明をしたり要望したりすることが、逆に有効な政策は心配しなくて、むしろ、ほかの部分があるんだったら前倒しを要求してもいいんじゃないかなという気持ちで個人的におるわけですけども、そういうものを、この11基金を含めて、効果とか、あるいは前倒しできるとかという、そういうことを整理して行って、私は全然そうい

う勉強はしていないけれども、執行停止についてもわからない点が多いんですけれども、そういう説得力と具体的な材料があれば、私は逆に心配しなくていいんじゃないかなというふうに思っているわけです。

そしてまた、この事業の中身を見てみると、県民政策とどこかの課と常にブリッジで取り組んでいくような内容だろうと思うんですね。だから、今後、案に対しての現実味、あるいは説得力、効果、必要性、そういったものをもう少し、最初にやるからわからない点はいろいろあるかもしれませんが、そういう表現をうまくしていくことが大事じゃないかなというふうに思いますのでお聞きをしたところですが、ほかのものについても、皆さん方としては、短期間にまとめろということいろいろやられた点もあるんじゃないかと思うんですけれども、そういうことに今後、説明資料というか、工夫をしていただくことが大事じゃないかなというふうに思うんですけれども、課長、どうなんですか。

○永山総合政策課長 おっしゃるとおり、この太陽光発電、先ほど申し上げましたが、来年度以降についてはグリーンニューディール基金を財源として想定しております。現在、いろんな議論がされておまして、基金については今年度はいいけれども、来年度はどうかとかいう議論も恐らく今後あるんだろうというふうに思っていますが、この事業は、まさにそのニューディール基金の用途に合っていますし、今、政権が進めようとして25%削減という意味でも非常に大きな効果があるものということで、こういう事業の必要性、その財源としての基金の必要性、そしてある程度の期間を見ていくことの必要性等については、我々としてもしっかり伝

えていく必要があるだろうというふうに思っております。

○萩原委員 関連して、これはほとんどが民間企業が一生懸命やっておるわけですね。いわゆる営業をしながらやっておるわけですよ。ですから、年間700戸が来た時点で考えますよじゃなくて、足りないときには、政府が基金をとめない以上は前倒ししてでもやっていますよということを書いていないと、企業がみんなそれぞれやっておるわけだから、どこのどの時点で700件になるかわからないわけですね。それは、今の政府の方針からすると、この基金は恐らくストップは来ないでしょうと。それが来ない以上は前倒ししてでもやりますよということを書かないと、民間企業としては非常にやりづらいと思うんですね。どうですか。その辺をちょっと。

○永山総合政策課長 この事業については、今年度分については地域活性化・経済危機対策臨時交付金を使います。22年度以降についてはグリーンニューディールの基金を使うということで、恐らくしっかりこれは予算としては使えるだろうと思っているんですが、あくまでも国から来なくなるということを心配しているわけではなくて、県の予算としてはこの限度で設定しておりますので、これを使い切った場合に、勝手に国から来るお金をすぐ使いますよということにはならないものですから、県の予算措置上どうしていくのかということは、まだ課題としてはあるということでございます。

○萩原委員 腹の中では、どんどん売ってくださいということでもいいわけですか。

○永山総合政策課長 しっかり拡大をしていただきたいと思いますし、10月の中旬には、これがお認めいただければ、事業者の代表等も集めた会議も開きまして、県としてはこういう

スタンスで臨んでいくと。補助制度の説明等も行って、普及はしていきたいというふうに思っています。

○高橋委員長 よろしいでしょうか。それでは、その他の報告事項について、何かありませんか。

○福田委員 土地利用基本計画の改定に当たって御説明いただきましたが、特に宮崎市、だんだん周辺の町村を合併して広がりが出てきているわけですが、このあたりは土地利用に関するかなりの不公平感が出てきているのかなというふうに感じております。従前の町村単位であればそんなに感じなかったんですが、40万都市、そしてさらに50万都市に向けてエリアが拡大していくわけですから、どうしてもかつての宮崎市地域と新しく合併で参加した町との不公平感が出てくるのかなと思っております、この中ではアウトラインが書いてあるだけですからよくわからないんですが、よく本会議等でも各議員が質問をしておりますが、この土地利用の規制一つで大きく変わってくるんですね。例えば、この中には厳しいことが書いてございますが、かつてイオンの問題で、農振地域の除外をして開発を認めたわけですが、結果は、一般の消費者側から見ればあのようにすばらしい地域になった、商店街から見ればお客を奪われた、それはどちらがいいとか悪いとか私は申し上げませんが、すごい地域に変化するんですね。この中で幹線道路の件が書いてございますが、私はむしろ、幹線道路両側については、ある程度弾力的な土地利用を進めたほうが良いなという気持ちがいましております。

それからもう一つ、既存集落の土地利用について、これは、かつての郡部のほうですが、あそこに関係ある指定等については、いろんな条件を付して住宅等が建設できているわけですが、

既存集落の人口維持を図るとすれば、既存集落内で営農に余り影響のない土地利用であれば、認めたほうが、新しい方が入ってこられて、特に今、定年後、リタイアした後に晴耕雨読を好む方がいらっしゃるから、使ってもらえると。そういうことを常日ごろ考えているんですね。今、家庭菜園等が非常に繁盛していますが、地名を見たりどこそこを見たりしますとね。その辺をよく考慮して委員の皆さん方が審議されたものかなということを感じるんですよ。私はむやみやたらに許可をなさいとか規制を緩めなさいとか言っているのではないんですね。実態に合わせた土地利用をできるようにしていただくと、かなり既存集落も活気が出るかなということを考えておまして、既存の宅地権等を利用した入居はありますけれども、新たに入ってくる人、これは難しいですから、その辺はどうお考えですか。

○山内中山間・地域対策室長 土地利用基本計画の改定についての、市街化調整区域内で農業地域である地域についてのお尋ねだというふうに思っております。具体的には、資料29ページの土地利用転換等に係る具体的事象への対応のイのところですけども、最終的には、個別規制法の規定を踏まえて行われるということでございます。そういうふうに理解をしているんですけども、方向としては、今回、この規定を入れさせていただくのは、従前は「特定の場場合に限り投資的利用を認める」というふうに書いてあったんですね。これは、後で本文を見ただければわかると思うんです。そこで、委員おっしゃるようないろんな問題が実はございまして、これを明確化して、「土地利用の変更等を検討することができるものとする」という表現を今回入れさせていただいて、当然、個別規制

法の規定を踏まえて行われるものですが、まず、共通的な理解と言うとおかしいんですけども、市街化調整区域は基本的には物はできないんだということではなくて、変更等を検討することができるということを明確にしたい、そういうことも考えまして、今回、これを新たに盛り込めたらというようなことで今のところは考えております。以上です。

○福田委員 ありがとうございます。

それからもう一つ、昨年11月ですか、福祉関連施設に対する規制がかかっているんですね。これは直接皆さん方に関係はないですけども、土地利用という面でお聞きしたいんですが、よくマスコミをにぎわしています福祉施設の災害、あれは地価の安いところでいろんな規制のかからないところというところ、どうしても傾斜地とか、河川の近くとか、そういうのが出てくるんですよ。そこに無理してつくった結果、ああいう悲惨なことが起きていると私はテレビを見て考えるんですが、昨年11月、以前許可されてましたね。調整区域内の福祉関連施設、これが今はだめなんですよ。市街化区域の中でやってくださいと。今から福祉施設をかなり急ピッチで整備しなくてはいけない。今度の予算の中にもかなりそういう基金等が計上されておりますが、逆行するなと思っているんですね。土地に金を使いますとどうしても無理が生じますから、福祉施設等については、安全な場所で調整区域に従前どおり認めるべきだと。そうでないと、福祉施設の整備は進んでいかないと思うんですよ。そういう現場の意見がよく出てきますが、その辺は直面されていると思いますが、土地利用規制の立場から、どういうふうにお考えですか。

○山内中山間・地域対策室長 福祉施設の立地に関しましては、個別規制法の規定を踏まえて

というような、どうしてもそういう形にならないを得ないと思いますけれども、この中で申し上げられますのは、29ページの懸念される事項としまして、ア、市街化調整区域ではございませんけれども、都市計画区域外への無秩序な開発の進行等が懸念される場合においては云々というようなことで、基本的には、危険な状態のところの立地というのはやっぱり難しいのではないかなど。ただ、市街化調整区域については、先ほど申し上げたようなことで、当然、個別規制法の規定を踏まえて、従前からの取り扱い等もありますし、法を超えてまではなかなかできませんので、ただ、こういう「土地利用の変更等も検討することができるものとする」という明確化を図らせていただいて、進めていきたいというふうに考えております。

○福田委員 福祉施設に関しては、むしろ規制が厳しくなっているわけね。だからやりにくいですよ。いろんな福祉関連の予算はとれても、いざ建設になると壁にぶち当たる。これはむしろ、私は今まで、福祉施設ができていろんな周辺環境を阻害したりなんかしたということは余り聞かないんですが、ぜひ、再考をお願いしておきたいと思います。もうこれ以上は申し上げません。

○権藤委員 政策評価のところなんですけれども、BとかCがあるということなんです。評価をある程度していけばいろいろとあると思うんです。私は、この項目を見ていったときに、そう簡単にBとかCとかがつくものだろうかという感じがするんですね。委員の皆さんにどうこう言うつもりはないんですけども、やはり3年、5年、10年と、それぐらい努力していけばよくなっていくというようなテーマがあると思うんですね。それを単年度でBとかCとか

つけて、特にB、Cとかけられると、非常に行政の皆さんとしてもやりがいが、意欲が下がるんじゃないとか、そういう心配もあるわけですね。それは県民政策部と、農業とかいろいろあるわけだけでも、そういうところと一緒にになって、まだこの評価制度も始めたばかりで未消化の部分が多いと。評価にしても、幾ら工程表をつくってやってもですね。そういう意味では、Bについては次にまた努力していきますよというようなことがここにも書いてありますね。

そういうこと等と、それから、失礼ながら、委員の皆さん方も全部が全部の項目がわかっているということではないと思うんですね。そういうことについて、これを委員の皆さんにいい点数をつけてもらうからどうこうじゃなくて、現場の実情のデータとかと比較しながら、ことはこれだけしか進まないけれども、これは積み重ねていかないと、逆にこれをトーンダウンしたら何にもならないことにつながる、全然宮崎はしぼんでしまうとか、そういうような大きなことがたくさんあると思うんですね。それで取り組んでいるけれども評価が低いということであれば、長期目標と単年度との関係とかをよく委員の皆さんにも、現場やら情報を提供して、この項目をつぶしたらいけないと思うんです。いつも評価が低いし、行政としてはややこしい問題だから避けて通ろうということは、私は逆に一番いけないことではないかと思います。そういう意味で、この制度もみんなお互いが、今はまだ途中なんですね。緒についたばかり。だから、もし、先進県とかがあるのであれば、もっと研究しながら、かといって、行政が全然評価を受けないということはいけないと思うんですね。そういうものをいろいろ研究していただい

て、議員にも勉強させてほしいし、評価する委員もそうですが、皆さんもやっぱり評価が低くても、大事なことで一生懸命やっているし、やりがいもあるし、これはやり遂げないかんのだと、そういうものを確認しながら進めてもらわないといかんのじゃないかなというふうに思うんですが、どんな感じですか。

○永山総合政策課長 御指摘のとおり、この評価制度そのものもまだコンクリートされたものではございません。まだ2年目でございます。特に、成果評価については今年度からということで、評価の中でもさまざまな意見がございました。委員の中でも、本当にこれで評価できるのかということも含めて議論もございました。ただ、この評価の価値としてあるのは、委員会も3回開いたんですが、我々だけではなく、各部署の職員も含めて、相当程度ディスカッションをやって、外部の方々に自分たちがやっていることの意味をどう理解してもらえるのかということで、相当な労力も使いましたけれども、そういう意味ではかなり成果はあったのではないかと。それから、委員からも、B評価あるいはC評価についても、これではだめだという意味ではなくて、もっと効果が上がるように事業とか施策を考えましょうというふうなことで、かなり前向きな提案等もあったということで、それなりの意義はあったんだろうというふうに思っています。

ただ、本当にこれで評価できるのか、言われたように、複数年度見なければ見えないものがあったりします。あるいは今回は56の重点項目を評価しましたけれども、本当にそれで施策を評価したというレベルまでいっているんだろうかというふうなことも、委員ともかなりディスカッションも行っております。他県の状況等も

調べなければならないと思っています。この後で御説明しました、来年度以降の新しい計画の策定も含めて、よりいい評価ができるようなシステムはどうあるべきなのか、あるいはそのための計画づくりはどうあるべきなのかというのはしっかり今後も考えていきたいなというふうに思っております。

○権藤委員 特に20ページの2-2の生活保護なんていうのは、本会議でも質問したんですけども、審議委員長をしている木村陽子さんという人が言っているように、高齢者も今から働く人をちゃんと支援して就職を見つけてあげる、そういったことも今の制度ではなかなか難しいと。ただ8つの項目で比較して、それに満たない金額を補充してやるんだと。そういうことで前向きなのが、大阪なんかでは55人の臨時職員を採用してもまだ足りないとか、100時間の残業が続くとか、そういうことで今、わあっとなっているけれども、それをある時点で就職支援でしていくとかしなかったら、ふえていくばかりなんですね。私はこちら辺のCとかにつけるということについては、短期的に見たら問題が逆にあるんじゃないかと。そういうことは、時間の関係で申し上げませんが、元課といろいろ議論すれば評価の仕方も立体感というか、現場に即したものが、いいものがどんどんできると思いますので、今後はそういう面からの努力をお願いしたいということで、答えはもうよろしいです。

○高橋委員長 その他の報告事項は、ほか、ございませんか。

○武井委員 権藤委員の関連で政策評価をお伺いしたいんですが、これだけの項目が出ているんですが、進捗評価1つにつき、どれぐらい議論をして、平均どれぐらいの時間をかけて評価

をしたのか。また、この評点については、みんながAとかBとか出してその平均をとったとか、どういったような形で評点を出したのか、そのあり方についてお聞かせください。

○永山総合政策課長 まず、評価委員会全体会議の後、3つの部会に分かれて、それぞれの個別戦略ごとに審議を行いました。それに当たっては、事前に評価シートをお送りしておりましたので、それぞれにすべて読み込みをさせていただいておりましたので、かなり効率的に評価はしていただけたと思っています。1つの戦略について、それぞれ20ページ、21ページに掲げているものを評価しておりますけれども、初回が3時間半程度、2回目が2時間程度ということで、1つ平均どのぐらいになるかというのは出してはおりませんが、場合によってはかなり時間をかけるものと、わかりやすいものについてはすぐ評価が固まったりということで、トータルではそのような時間、そして最後に、分科会の3つの会長さん方にお集まりいただいて、全体の調整のための会議を2時間程度行ったところ です。

評価の仕方については、それぞれの委員が思うものを説明していただいた上で、全体の調査を行うというふうな形でございます。

○武井委員 これはエバー航空の台湾線との関係等もあるんですけども、例えば、21ページの戦略3-2のところ、国内外の旅行会社等へのセールスの強化と著名人を活用したPRの実施、進捗A、成果Aとなっているんですが、現実としては、国内外とって一番力を入れるべき新規国際線の、ああいうわずかな期間で運休になったりというようなこともあるわけですね。ですから、そういったような意味において、今のはわかりやすい例ですから、ひとつここで

出したんですけれども、実際的にそのあたりの現実的な成果、または数字とか事実とこの評価の整合性といいますか、そのあたりは配慮がされているのか、また配慮された上で先生方もこういう評点をつけられたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○永山総合政策課長 それぞれの事業、施策について、各部局のほうからシートに基づいて成果あるいは進捗状況を報告しておりますので、一定程度事実に基づいたものというふうには思いますが、エバー航空の関係で言いますと、評価の後に起きた事象でございますので、この評価の中にはその点が入っていないということでございます。

○武井委員 例えば、フィルム・コミッションによるロケ誘致の推進とか、これもA・A、U・J・IターンのA・Aということ、つまり、こういった進捗もA、成果もAというのが結構あるわけなんですけど、これは、非常に工程表どおり順調に上がっているということで、結局、それは実際の今の目標数字みたいなものとおおむね沿った実績が出ているところにおいてA・Aになるという形でよろしいでしょうか。

○永山総合政策課長 まず、進捗については、工程表どおりの事業が行われたかという評価になっています。成果については、その工程表等に目標となる数値が掲げられているものについては、それに基づいて評価を行いました。それが掲げられていない項目については、評価できるような数値を提出して、それに基づいて判断をいただいた。それらがなかなか出せない項目等について、例えば、横バーが出ておりますけれども、評価できないというふうな状況もあったと。たとえ数値がなくても、全体的な状況として、委員の全体的な感触として評価をできたものは

あったんだろうというふうには思います。

○武井委員 わかりました。

次に移りますが、総合計画なんですけれども、新みやざき総合計画が23年3月ということになっているわけなんですけど、一応、今まで5年だったのが、知事の任期中ということで、4年ということになさるということだったわけなんです。単純な話で、知事が知事の任期中に責任を負うということで総合計画が出されたということだと、次の知事が決まってからというか、次の知事がその次の知事の任期の間に係る総合計画をつくっていくのかなというような形に私はイメージをしていたんです。そういった形じゃなくて、次の4年に向けて、今の東国原さんが次にやられるかどうかわかりませんが、今の段階から作り始めるというような形になるということでよろしいんでしょうか。今の知事がされるときにおっしゃっていたこととちょっと違うかなと思いましたが、御質問しました。

○永山総合政策課長 現在の計画についても、23ページに表示をしておりますが、現在の計画は中長期的な展望、これに基づいて計画編で19年から22年度、そして、特に知事の Manifesto を踏まえたものが新みやざき創造戦略ということで、ここがかなり現計画よりは前に出て、知事の Manifesto に基づいた計画というふうになりましたけれども、その前提としては中長期展望というのがしっかりあるわけなんです。今回、このような計画の全体的なスキームは変えるつもりはございません。先ほど御説明したように、将来的なビジョン、あるいは個別の政策の方向性等をしっかりと定めた上で、最終的にはアクションプランというものについても仕上げていきたいと思っておりますが、ある程度将来ビジョンを

描くためには、かなり時間がかかります。特に今回、あと20年後になりますと、宮崎県の人口が100万を切るかどうかというふうな状態の中で将来を描こうとしていますので、かなり丁寧に物を見ていく必要があるということもありまして、この時点からスタートをしたいということでございます。

○武井委員 ということは、確認ですが、総合計画ができました、新しい知事が何かしらのマニフェストを掲げて当選されたということになれば、そのマニフェストも新しく踏まえて作り直すというか、付加するというか、そういったような形になるという理解でよろしいのでしょうか。

○永山総合政策課長 そのあたりはこれからの話ということになるのかなというふうに思っておりますが、現在、22ページで言っております③のアクションプラン、これは短期的な重点施策ということでございますので、そのあたりの策定に当たっては、どなたになるかわかりませんが、ある程度マニフェスト等も考慮しながら、そして長期ビジョン等で示した全体も見ながら、このアクションプランを定めていくことになるのではないかなというふうに現時点ではイメージをしておりますが、まずは長期ビジョンを描くところからスタートをさせたいというふうに思っております。

○武井委員 わかりました。

○井本委員 権藤委員が言われたように、やる気というものを引き出すというのが基本的な評価の目的じゃないかと私も思うんです。果たして、こんなに上からぼんとやって本当にやる気になるのかなというところ辺も、私もその辺のいろいろ書籍やら読んでみると、いろんなやり方があるんだと思うんですけれども、例えば

トヨタのやり方なんかを見ておると、みんな一生懸命やる気になって、次から次に自分たちで改革していく、そういうシステムというか、むしろ人間の心構えがどうもそんなふうになっているみたいで、そういう生きがいというか、やりがいというか、働きたいというか、そういうものを常に見つけていくというようなことをトヨタなんかではやっているみたいで、それをまた官庁に取り込もうじゃないかという動きがどうもあるような気がするんですね。上からばさっとかけて、チェックして、はい、やりなさいというやり方ももちろんいいんだろうけれども、みんな一人一人心を持って、やりがいを持っていきたいという思いであれば、むしろ主体的にこれはこうするぞというものを刺激するものでないと私はいかんのじゃないかなという気がするんですけども、その辺のことはどうですか。

○永山総合政策課長 委員御指摘のとおり、総合政策課だけが頑張っているだけでは何にもならない話だと思っております。総合政策課は、どちらかというところ邪魔をしないようにしっかり引っ張っていくのが仕事なんだろうなと思っております。政策評価については、ある程度厳しい面があるのは事実なんですけど、先ほど申し上げたように、やっぱり委員のディスカッションの中で職員が学んでいるものは私はあるだろうというふうに思っています。特に、やる気を引き出すというか、特に若い人たちがもっともっと活力を見出すための方策としても、県総合計画の策定では十分そのあたりを使っていきたいなと思っております。本庁においてプロジェクトチームはもちろんつくっていきますが、出先機関の若手職員等も含めてプロジェクトチームをつくらせていただいて、全体で、自分たちが今、担当しているものだけではなくて、全庁的な物の

見方をするとか、あるいはそれぞれ置かれている市町村等の物の見方をするとか、さまざまな立場で今の県の施策を考える、そういうふうなきっかけをつくることで政策立案能力であったり、推進能力であったり、そういうことを増していければというふうに思っております。

○萩原委員 さっきのお話は民間だったら一つの社風づくりですね。県のは県風づくりと言うの何と言うのかわからないけれども、課長のよりに理路整然と理詰めでやられたら、若い人は課長に理論的に太刀打ちするには一苦勞するぞという、そういう民間で言えば社風じゃいけないわけよ。少し優秀過ぎたら、優秀とわかっていてもばかなまねをせないかんわけよ。ちょっとあの課長は人間的におもしろいぞ、抜けておるところがあるぞというのでないと、若手は、あなたのように理路整然とやられたら、もうかわらん方がいいなと思ってしまう。人間というのはそんなものなのよ。だから、そういうところをつくらないとまずいんじゃないかということだろうと思うわけです。上に立つ人は利口過ぎてもいかんわけよ。利口なところはなるだけ出さないように、ばかなふりして若い人たちのをどんどん引き出していくという社風、県風づくりというか、そういうのをぜひつくっていただきたいなど。以上です。

○高橋委員長 激励のお褒めの言葉ですので。

○永山総合政策課長 肝に銘じてやっていきます。

○高橋委員長 その他、ございませんか。

○榑藤委員 アマゾンの80周年というのは、実態としては、宮崎とのつながりは何か……。

○福村文化文教・国際課長 今、県人会のアマゾン支部というのがございまして、今回行ったときに、その支部関係の方が30人ほど集まって

いただきまして、意見交換をしたりしたんですけども、アマゾン支部のほうにも県のほうから移住をしていると。大体サンパウロのほう为中心なんですけれども、アマゾンのほうに行ってコショウづくりをするとか、そういう方たちが県人会の支部をつくっておられます。その方たちがそちらのほうに行くと80周年というようなことのでございましたので、出向いて行って、そこで意見交換会をやったという実情でございます。

○榑藤委員 その30人ぐらいの関係の人というのは、もちろん2世、3世というような……。

○福村文化文教・国際課長 もちろん1世の方もまだおられます。戦後行かれた方とかですね。30名の中で1世の方が3割ぐらい、あとは2世、3世の方も集まっていたいただきました。

○榑藤委員 もう十分やっておられると思うんですけども、兄弟等でも、じいちゃん、ばあちゃんがいなくなったら、だんだん自分の家庭が精いっぱいと言ったら悪いけれども、国内の人とそういう人との交流が、普通の場合は自然と疎遠になっていくのかなというようなこともあります。また、そういう面で、お金をかけてやれということではないんですけども、また、個人がやっていることに割って入るということでもないんですが、せつかくの支部があって、何らかの形でそこに行政の存在意義を生み出そうということでの交流であったりしていると思います。わかりませんが、通常、国内の関西とか東京とかだったら何らかの形で会員になって、宮崎県産のものを送ってあげたりとか、そういうのがありますね。そこまでいくのかどうかかわからないけれども、また、それはブラジルのほうで面倒を見ておられるのかもしれませんが、そういった面で何らかの存在

意義が続けていかれるような、事業というとお金をかけてやるんですが、宮崎県としての、送り出しているところの県としての務めみたいなのがもし地味でもあれば、そういったもの等を生み出しながら、手を差し伸べるといふか、それはブラジルからしてもらわないと、こっちから直接とかはできないのかもしれませんが、そういったものも一度、現地の状況把握等を含めて、行った人たちは相当に苦勞をしてきているのかなと思います。何があるということは私もわかりませんが、せつかくこういう機会があったんだからということで、今後また検討していただくようお願いをしておきたいと思っております。

○高橋委員長 その他、ございませんか。

○押川委員 お話は伺っておるんですけども、23年7月から始まる地デジですけども、中山間地あたりを回ってみると、うちの地域では難視聴地域でテレビが映らない、何とかしてくださいという声があるんですけども、現状の県内のそういう難視聴地域の戸数、あともう2年を切った中で、どのくらいまでカバーができるのか、県の一応の見越しといふか、見えない地域がどのくらい残るのか、そして地域がわかれば地域も教えていただきたいと思っております。

○金丸情報政策課長 地上デジタル関係でございますが、まず、辺地共聴施設で利用している、デジタル化困難と言われているところが2,150世帯、ここにつきましては、県内で自主共聴施設が325施設あるんですけども、26はもう既に対応が終わっております、残り299施設について、今、NHKに対して受信点調査、今のところで映るのか映らないのかといふところ、あるいはどこに持っていけば映るのかといふところの調査をやっているところがほとんどでございます。

それが出てきたら、それに基づく対策を講じていくと。その中で、非常にお金がかかるということであれば国の補助が使えますし、1世帯当たりの負担額が7,000円を超えれば、NHKが1世帯当たり10万円までは、もちろん受信料を払っていただければなんですが、支援しますというような制度もありますので、そういったところの状況を見ているところでございます。

それから、先日、ファクスでお知らせしましたが、新たな難視聴世帯というのが理論上1,710世帯出るんじゃないかといふふうに言われていたわけですが、昨年9月までに地デジ用の中継基地ができて、その地域について、実際に映るかどうかという調査がなされたところです。押川委員おっしゃるのは多分そのところじゃないかと思うんですが、現在、それがことしの8月で854世帯ありますということになっておまして、現在、国、放送事業者と地元でどうするのかと。例えば、既存の共聴組合が近くにあればそこに入るとか、あるいは、まとまっていれば新たな共聴組合をつくるか、そういったことの協議をさせていただいているところでございますので、7月にも御報告いたしましたけれども、2週間に1回、関係者の会議を持っておりますので、その中で情報交換しながら、国の支援策、NHKの支援策、そういったものでどこまでカバーできるのか、それから、国が22年度の概算要求で世帯別対策を初めて打ち出したので、これでどこまでカバーできるのか、そこら辺を見ながら、また市町村と連携しながら、23年7月の円滑な移行に努めていきたいといふふうに考えるところでございます。以上です。

○押川委員 地域はわかりますか。

○金丸情報政策課長 市町村別はわかりますけ

れども、後ほど……。よろしいでしょうか。

○押川委員 その市町村等の会議あたりは、先ほどちょっと言われましたけれども、担当の方々と、例えばNHKのそういう調査を踏まえながら、頻度としてはどのくらい置きに市町村の担当の方々との交流というか、話し合いというか、持たれているんですか。

○金丸情報政策課長 国、放送事業者等とは、先ほど言いましたように、2週間に1回なんですけど、いろんな相談事につきましては、ことし2月に開設されました総務省の受信者支援センター、「デジサポ宮崎」と言っておりますけれども、そこが窓口になっておりますので、そこを通じていろいろやっているところでございます。また、10月に全市町村を集めて地デジ関係の会議も予定しておりますので、そこで最新の情報なり意見交換をやっていって、先ほど補正予算で地域情報の関係のマップをつくりますという事業を出しましたけれども、その中でも全市町村を回りますので、実態について意見交換し、協議をしていきたいなど。今の段階で定期的に毎月やりますとか、そこまではちょっと見えておりません。以上です。

○押川委員 大体わかりました。そういう中で、どの地域に住んでいても、そういう方向で国策で行くわけでありますから、全世帯が見れるような形の中で今後もまた努力をお願いしておきたいと思います。

それから、地域のことですけれども、県内全部を我々が知る必要はありませんから、市町村ごとで、大きな地図の中で落としをしをしていただくとわかるのかと思うんです。全体はそんなに必要でないと思いますので、できれば市町村ごとに難視聴地域あたりを落としをしていただければありがたいと思います。要望にしておきます。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、以上をもって県民政策部を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時6分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

会計管理局、人事委員会、議会事務局の審査を行います。

本委員会に付託されました議案並びに報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

それでは、まず、会計管理局からお願いいたします。

○長友会計管理者 それでは、会計管理局の平成21年度9月補正予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の213ページをお開きください。会計管理局は18万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は5億5,814万2,000円となります。

その内容について御説明申し上げます。217ページをお開きください。(目)会計管理費(事項)出納事務費でございますが、18万9,000円とございます。これは、会計管理局が保有しておりますアナログ対応型のテレビ3台につきまして、今回、地上デジタル型対応テレビに買いかえる経費でありまして、今回の経済危機対策交付金事業を活用したものでございます。

会計管理局は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○太田人事委員会事務局長 人事委員会事務局の平成21年度9月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の説明資料の251ページをお開きください。補正額の欄でございます。13万5,000円の増額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は1億5,415万2,000円となります。

次に、内容につきまして御説明いたします。255ページをお開きください。(目)事務局費(事項)事務局運営費でございますが、13万5,000円の増額でございます。これは、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、地上デジタル放送対応テレビ2台を購入する経費でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○濱砂議会事務局長 議会事務局でございます。今回の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料1ページをごらんください。補正額の欄でございますが、2,593万5,000円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の額は13億8,744万2,000円となります。

補正予算の内訳につきまして御説明いたします。5ページをお開きください。今回の補正は、

(目)事務局費(事項)議会一般運営費であります。説明欄にありますように、経済・雇用対策の一環として、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して実施するものであります。まず、1、その他一般運営に要する経費の293万5,000円は、地上デジタル放送を視聴するためのテレビ購入などに要する経費であります。それから、2の㊸2号館空調設備等改修事業の2,300万円ではありますが、これは、各委員会室がございます2号館の空調設備の改修などに要する経費でございます。事業の詳細につきましては、総務課長より御説明いたします。

私からは以上でございます。

○渡邊議会事務局総務課長 議会事務局の9月補正予算につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の1ページをごらんください。地上デジタル放送対応整備費でございます。

1の事業の目的でございますが、平成23年7月24日をもってすべてのテレビ放送が地上デジタル化されることに伴いまして、視聴するための対応が必要となりますことから、議会棟、議員寮、議長公舎内の機器や配線の整備を行うものでございます。

次に、2の事業の概要ですが、(1)の予算額は293万5,000円、(2)の事業期間は平成21年度でございます。(3)の事業内容でございますが、まず、①の地上デジタル放送対応テレビ購入費は、議会棟内の執務室、会派控え室を初め、議員寮、議長公舎にございます公費で購入し10年以上経過しているアナログテレビを、地上デジタル放送に対応するテレビに買いかえるものでございます。事務局棟にございます52台のうち*42台を買いかえ予定でございます。次に、②の議員寮内テレビ配線改修費は、老朽化した議員寮内のテレビ配線を、地上デジタル放送が視聴できるように改修するものであります。

次に、資料の2ページをお開きください。㊸2号館空調設備等改修事業であります。

まず、1の事業の目的でございますが、老朽化が進んでおります2号館の空調設備と議会棟2号館の照明設備改修工事を行うことにより、利便性の向上を図りますとともに、省エネルギータイプの設備・器具を導入することによりまして、消費電力量の節減を図るものでございます。

次に、2の事業の概要でございますが、(1)の予算額は2,300万円、(2)の事業期間は平成21

※45ページに訂正発言あり

年度であります。具体的な事業期間につきましては、当該予算が認められました後に、工事を執行する営繕課と調整することとなります。

(3)の事業内容でございますが、まず、①の空調設備改修工事は、平成4年に設置され既に耐用年数の15年を経過しているとともに、室外機内の一部が腐食するなど老朽化が進んでおります2号館の空調設備を改修するものであります。また、今回の工事で省エネルギータイプの設備を導入することによりまして、30%から40%の消費電力量の節減につながるものでございます。次に、②の照明設備改修工事は、従来の照明器具と比べて約7割明るい高出力の器具を設置することで、器具数を減らしますとともに、省エネルギータイプの器具を設置することにより、消費電力量の節減のつなげるものでございます。

説明は以上でございます。

○高橋委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

○萩原委員 テレビの購入は、県庁全体で入札で入れるわけですか。それとも、それぞれの部でテレビは購入するんですか。

○渡邊議会事務局総務課長 それにつきましては、総務事務センターのほうと協議をするということで、具体的なやり方についてはまだ決まっておりません。

それともう一つ、御訂正をお願いします。先ほど、41台を42台というふうに関違えましたので、御訂正をお願いします。以上でございます。

○萩原委員 ぜひ、例えば、県の関するテレビを1社に入札して1社だけでとるとするのは、幾ら競争入札とはいえ、偏ってしまってちょっと問題があるなと思うんです。それを一回、ま

た向こうと話してくださいよ。5社なら5社ぐらいに分けるとか。恐らく全庁だから、何百台となるはずですね。

○渡邊議会事務局総務課長 その話につきましては、本庁はどうするか、それとも出先につきましては、出先のまたいろんな電気店とか、そういうところで地域活性化のほうもございまして、そういうことは財政課、事務センターとも協議して対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

○井本委員 空調というのはこれのことでしょう。何か立派なようにあるけれども、どこか支障があるんですか。

○渡邊議会事務局総務課長 この議会棟でなくて、もう一つ向こうの委員会のほうでございます。こちらについては既に平成13年に改修をしておりますので、こちらのほうは対応予定はしておりません。以上でございます。

○高橋委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上をもって終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時18分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす、行いたいと思っております。

開会時刻は13時30分といたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのように決定いた

します。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 ないようですので、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、本日の委員会を終わります。

午後3時18分散会

平成21年 9月29日（火曜日）

午後 1 時30分再開

出席委員（9人）

委 員 長	高 橋 透
副 委 員 長	河 野 安 幸
委 員	福 田 作 弥
委 員	井 本 英 雄
委 員	萩 原 耕 三
委 員	押 川 修一郎
委 員	武 井 俊 輔
委 員	権 藤 梅 義
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹	黒 田 渉
議 事 課 主 幹	壺 岐 哲 也

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

それでは、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、委員長報告につきま

しては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

県民政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時32分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長

高 橋 透

